

2025 年 1 月版

ご契約のしおり 定款・約款

5 年ごと配当付利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)

外貨建
保 険

つみたてドル建終身

明治安田生命

5年ごと配当付利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)

明治安田

はじめに

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
内容を十分にご確認のうえ、
ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。
また、ご契約後は、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、
ご活用ください。

冊子の構成

この冊子は次の部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項を
わかりやすく説明しています。

⇒ **5**
ページ

てい かん 定 款

当社の組織や事業運営の
基本となる規則などを定めています。

※最新の定款の全文については当社ホームページ（裏表紙参照）から閲覧いただけます。

⇒ **64**
ページ

やっ かん 約 款 ・ 特 約 条 項

ご契約の内容を記載した、
約款および特約条項を掲載しています。

⇒ **67**
ページ

ご契約のしおり 定款・約款

ご 契 約 の し お り	目的別もくじ	6
ご 契 約 に あ た っ て	1 ご契約にあたって 1 保険契約の締結と生命保険募集人 2 ご契約手続きにおけるお申込みと告知 3 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度） 4 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	10 10 11 12
保 険 の 特 徴 と 仕 組 み	2 保険の特徴と仕組み 1 保険の特徴 2 保険の仕組み 3 円入金特約 4 円支払特約 5 為替リスク 6 ご負担いただく諸費用	13 14 15 17 17 19
告 知 と 保 障 の 開 始	3 職業などの告知 4 保障の開始	21 23
保 険 金 の お 支 払 い	5 保険金などのお支払い 6 保険金などをお支払いできない場合 7 保険金などの請求手続き 8 保険金などのお支払期限 9 保険契約者代理特約（契約者サポート制度）	26 28 31 33 34
保 険 料 の お 払 込 み	10 保険料のお払込み 11 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除） 12 未払込保険料がある場合の給付金などのお取扱い 13 お払込みが困難なときの継続方法	37 38 41 42
ご 契 約 後 の お 取 扱 い	14 配当金 15 解約と返戻金 16 死亡保険金受取人の変更 17 ご契約者・住所などの変更に伴う手続き 18 死亡保険金受取人による保険契約の継続 19 被保険者によるご契約者への解約の請求 20 生命保険と税金 21 ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口	43 44 47 49 50 51 52 55

生命保険に関するお知らせ

22	生命保険に関するお知らせ	
1	個人情報等の取扱い	56
2	犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い	56
3	税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ	57
4	「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用	58
5	保険金額などが削減される場合	59
6	生命保険契約者保護機構	60

手続きに必要な書類一覧

62

定款・当社の運営

64

約款・特約条項

(次ページをご覧ください)

〈参考〉

保険のことば

110

ご契約の保障内容は以下のページをご覧ください

- 商品の特徴や特約ごとの「お支払いする場合」などの詳細については、「約款」「特約条項」をお読みください。
「約款」「特約条項」では、ご契約者と当社との間の取り決めの内容を記載しています。
- 「ご契約のしおり」のページでは、保険金のお支払いなどの概要をわかりやすく説明しています。
説明にあたっては、特約名称の（円建保険料固定型）を省略しています。
- 付加できる特約の種類や取扱範囲などは、付加する際の当社の取扱いによります。

「約款」
「特約条項」
参照ページ

「ご契約の
しおり」
参照ページ

約 款	5年ごと配当付利率変動型積立終身保険 (低解約返戻金型・指定通貨建) 普通保険約款	68	26
特 約	円入金特約（円建保険料固定型）特約条項	91	15
	円支払特約条項	92	17
	保険契約者代理特約条項	96	34
	保険料口座振替特約条項	99	37

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項を
わかりやすく説明しています。

こんなときは → 以下のページをご覧ください。

専門用語の意味については、「保険のことば」(110ページ) をご確認ください。

ご契約にあたって

保険の仕組みや
保障内容を
知りたい



2 保険の特徴と仕組み

13
ページ



5 保険金などのお支払い

26
ページ

お申込みを
撤回したい



1 ご契約にあたって

3 保険契約のお申込みの撤回または
解除（クーリング・オフ制度）

11
ページ

告知について
知りたい



3 職業などの告知

21
ページ

保障が始まる時を
知りたい



4 保障の開始

23
ページ

為替リスクについて
知りたい



2 保険の特徴と仕組み

5 為替リスク

17
ページ

保 険 料 の お 払 込 み

保険料の払込方法を変えたい



→ 10 保険料のお支払い

37
ページ

保険料の払込みが難しくなった



→ 13 お支払いが困難なときの
継続方法

42
ページ

保険料の払込みができなかった

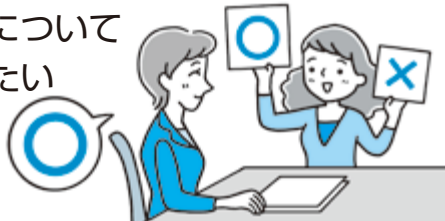


→ 11 猶予期間内に保険料の
お支払いがない場合の
お取扱い(解除)

38
ページ

保 険 金 の お 支 払 い

保険金が支払われる
場合について
知りたい



→ 5 保険金などのお支払い

26
ページ

保険金が支払われない
場合について
知りたい



→ 6 保険金などをお支払い
できない場合

28
ページ

保険金の請求手続きについて
知りたい



→ 7 保険金などの請求手続き

31
ページ

本人が手続きできない
場合について
知りたい



→ 9 保険契約者代理特約
(契約者手続サポート制度)

34
ページ

ご契約後のお取扱い

契約を
解約したい



→ 15 解約と返戻金

44
ページ

保険料や保険金の
税金について
知りたい



→ 20 生命保険と税金

52
ページ

受取人変更、改姓、住所変更
に伴う手続きを
知りたい



→ 16 死亡保険金受取人の変更

47
ページ

→ 17 ご契約者・住所などの
変更に伴う手続き

49
ページ

[illegible]

1 ご契約にあたって

1 保険契約の締結と生命保険募集人

保険契約は、当社が承諾したときに成立します。

- 当社の生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

媒介

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。



当社の生命保険募集人は、
保険契約締結の「媒介」を行ないます。

代理

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。



当社の生命保険募集人は、
保険契約締結の「代理」は行ないません。

2 ご契約手続きにおけるお申し込みと告知

- お申し込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、当社がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください。

- ・お申し込みの際の住所は保険証券をお送りする際のあて名書きになりますので、所番地・アパート名・棟番号・号室等まで詳しくお知らせください。
- ・告知の詳細については、③ **職業などの告知** をご覧ください。
- ・ご契約をお引受けしますと、保険証券などをお送りします。
- ◆保険証券とお申し込みの内容が違っている場合や、お申し込みの際の告知に追加、訂正がある場合には、当社コミュニケーションセンター（④ **ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口** 参照）へご連絡ください。

3 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

保険契約のお申込みの撤回または解除ができます。

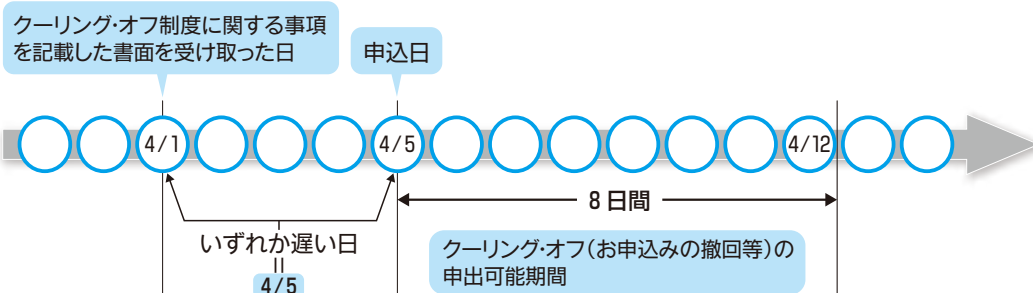
●ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」）を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録*により保険契約のお申込みの撤回または解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額を円でお返しいたします。

*主たる窓口として、当社ホームページの専用申出フォーム（<https://www.meijiyasuda.co.jp/cooling-off/index>）を設置しています。

●お申込みいただいた金額を円でお返しするまでには、お申込み内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

●生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

■クーリング・オフの例■



例えば次のようなときは、クーリング・オフできません

◆債務履行の担保のための保険契約であるとき

郵送によるお申出方法

- ◆郵送によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、当社の支社または本社あて上記期限内に発信してください。
- ◆書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号（お申込み内容と同一）・保険種類・申込日および毎回の保険料などを記載してください。
- ◆書面は、個人情報保護のため、封書によるお申し出をおすすめします。

■お申込みの撤回等の書面記入例■

切手を貼ってください。

切手

〒0000-0000

明治安田生命保険相互会社

宛

明治安田生命保険相互会社 行

私は○年○月○日に申し込んだ下記契約の申込みを撤回します。

申込者(契約者) ○○○○○○

保険種類 ○○○○○○

毎回の保険料 ○○,000円

住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

氏名 ○○○○○○

(ご契約者が自署してください)

申込内容控えから転記してください。

当社の支社または本社をご記入ください。支社は当社ホームページまたは当社コミュニケーションセンターにてご確認ください。

4 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

●現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利となります。

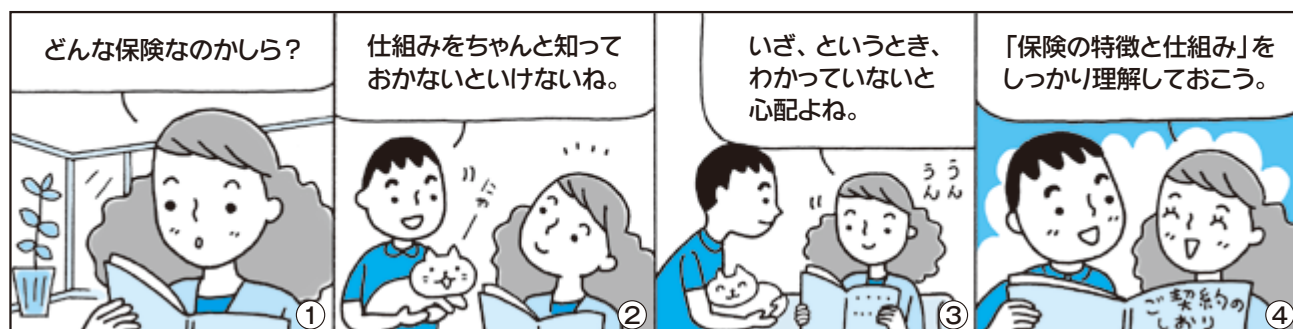
- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約の保険金などの「お支払いする場合」が異なるために、**現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。**

ご注意



新たにお申込みの保険契約について、被保険者の告知内容などによりお引受けできない場合があります。

2 保険の特徴と仕組み



1 保険の特徴

- 米ドル建ての終身保険で、生涯にわたる死亡保障をご準備いただけます。また、保険金や返戻金のお支払いなどは米ドルにて行ないます^①。
- 毎回の保険料は円によりお支払いいただきます。
- この保険の積立金^②は、毎回の保険料（円）を当社所定の為替レートにより米ドルに換算した金額をもとに計算します。為替レートは日々変動しているため、保険料（円）を米ドルに換算した金額は毎回異なります^③。
- 被保険者が、第1保険期間（保険料払込期間）中に死亡したときは、災害死亡給付金または死亡給付金をお支払いし、第2保険期間（保険料払込期間満了日の翌日から終身）中に死亡したときは、災害死亡保険金または死亡保険金をお支払いします。
- 第2保険期間中は、予定利率計算基準日^④の予定利率が最低保証予定利率を上回った場合には、その予定利率計算基準日に死亡保険金額が増加します^⑤。
- 第1保険期間中の死亡保障や、ご契約から一定期間内に解約された場合などの返戻金を抑制することで、第2保険期間の死亡保障を大きくしています。

①円でのお受取りも可能です。

②積立金／当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

③保険料払込期間満了時の積立金額は、保険料払込期間満了時まで確定しません。

→参照

③円入金特約
(15 ページ)

④円支払特約
(17 ページ)

④第2保険期間開始日および第2保険期間開始日から5年ごとの年単位の契約応当日となります。

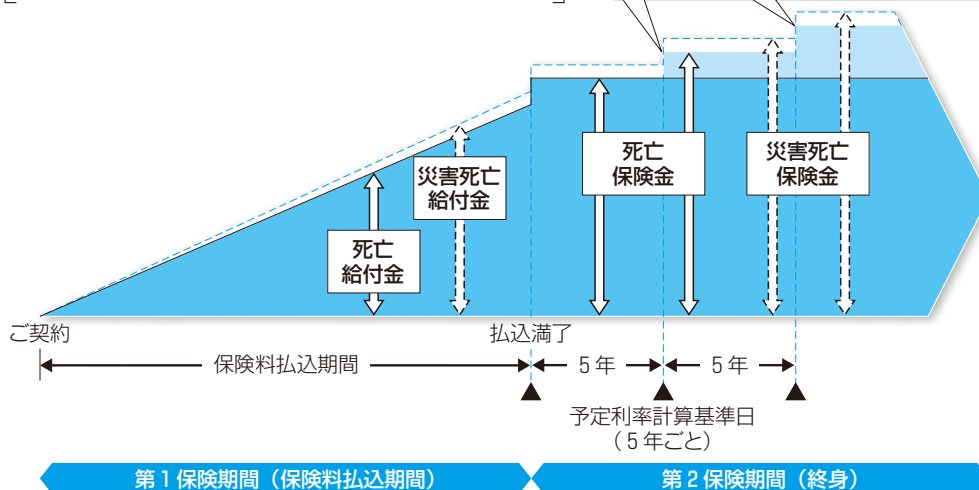
⑤予定利率計算基準日における被保険者の年齢が101歳以上となるときは、その日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は、死亡保険金額は増加しません。

2 保険の仕組み

■仕組み図（イメージ）■

保険料（円）を米ドルに換算するための当社所定の為替レートが保険料払込期間中変動せず、第2保険期間開始日の予定利率が、最低保証予定利率を上回っている場合の例

予定利率計算基準日④における予定利率が最低保証予定利率を上回った場合には、災害死亡保険金額および死亡保険金額が増加します⑤。



④ 第2保険期間開始日および第2保険期間開始日から5年ごとの年単位の契約応当日となります。

⑤ 予定利率計算基準日における被保険者の年齢が101歳以上となるときは、その日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は、死亡保険金額は増加しません。

ご注意



- ・両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする高度障害保険金はありません。
- ・この保険は、ご契約から一定期間内に解約された場合などの返戻金の額を低く設定した低解約返戻金型です。第1保険期間中に解約された場合などの返戻金の額は、積立金に所定の割合（[⑮ 解約と返戻金](#) 参照）を乗じて計算します。
- ・為替レートは日々変動しているため、保険金や返戻金などをお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した保険金額や返戻金額などが、ご契約の際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額などを下回るおそれがあります。
さらに、ご契約の保険料払込累計額を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- ・「ご契約者に対する貸付」のお取扱いはありません。
- ・「失効・失効取消」のお取扱いはありません。

→ 参照

[⑤ 為替リスク](#)
([17](#) ページ)

→ 参照

[⑩ 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取り扱い（解除）](#)
([38](#) ページ)

■ 予定利率計算基準日 ■

- 第2保険期間開始日および第2保険期間開始日から5年ごとの年単位の契約応当日をいい、その日から、次の予定利率計算基準日の前日までの予定利率を当社が設定する日です。
※予定利率計算基準日における被保険者の年齢が101歳以上となるときは、その日を「最後の予定利率計算基準日」とします。

■ 予定利率 ■

- 契約日および予定利率計算基準日に当社が設定します。
- 予定利率計算基準日に定める予定利率は、以下の指標金利に、所定の調整率を加減算して設定します。ただし、予定利率計算基準日に設定する予定利率は、最低保証予定利率（0.25%）を下回りません。

指標金利
残存期間が6カ月のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値

- 契約日および予定利率計算基準日に設定された予定利率は、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用され、その期間中は変動しません。なお、直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以後の期間、適用します。

3 円入金特約

この特約を付加することで、毎回の保険料を円でお払込みいただきます。

- この特約はお申込み時に必ず付加していただきます。
- 円により払い込まれた保険料を米ドルに換算した金額をもとにこの保険の積立金^②が計算されます。
- 米ドルへの換算にあたっては、当社所定の為替レート^⑥を適用します。

■ 米ドルへの換算における当社所定の為替レート（2024年10月現在） ■

為替レート適用日	適用為替レート
保険料の払込期月の前月末日 ^⑦	T T M + 25銭

②積立金／当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

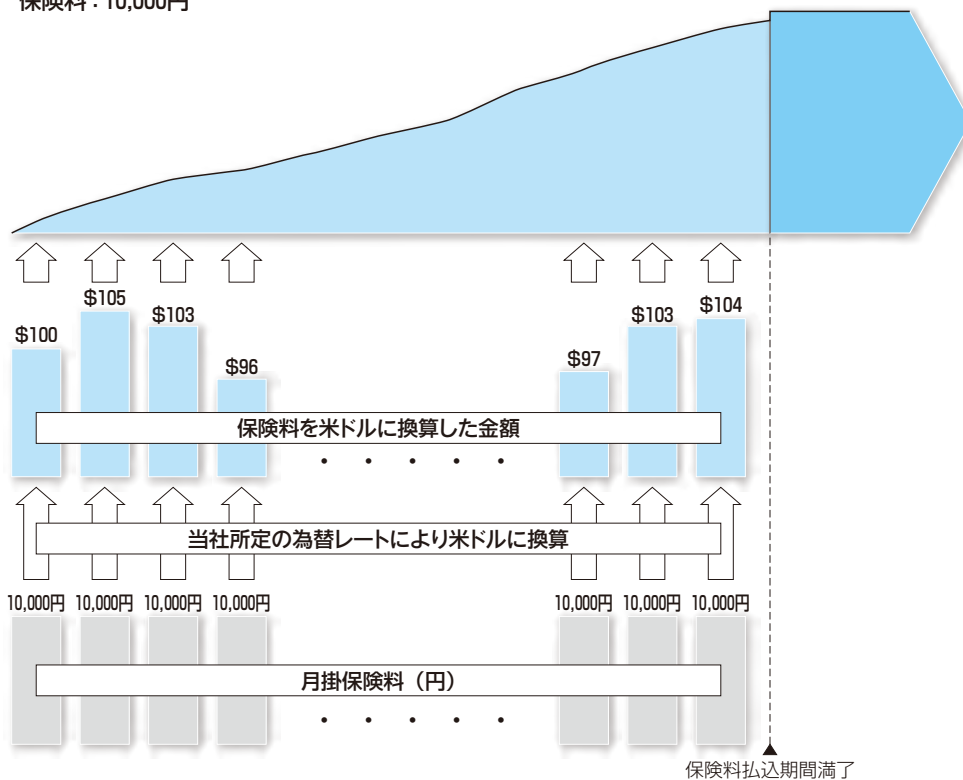
⑥ 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するT T Sを上回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

⑦ その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日とします。

■保険料のお払込み（イメージ）■

【月掛契約の場合】

保険料：10,000円



ご注意



- 保険料を米ドルで払い込むことはできません（この特約を解約することはできません）。
- 当社所定の為替レートの算出式（T T M + 25銭）は将来変更される可能性があります。

4 円支払特約

この特約を付加することで、ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金など⑧を円で受け取ることができます。

- この特約はお申込み時に必ず付加していただきます。
- ご請求時に、保険金などを受け取る際の通貨を米ドルまたは円から選択していただきます。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート⑨を適用します。

■円への換算における当社所定の為替レート（2024年10月現在）■

	為替レート適用日	適用為替レート
災害死亡給付金 死亡給付金 災害死亡保険金 死亡保険金	請求書類が当社に到達した日⑩	TTM-25銭
返戻金	請求書類が当社に到達した日⑩⑪	

ご注意



当社所定の為替レートの算出式（TTM-25銭）は将来変更される可能性があります。

■TTM・TTS・TTBとは■

TTM (対顧客電信売相場仲値)	銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の中間の値となります。
TTS (対顧客電信売相場)	お客さまが銀行等で円を外貨に交換する（外貨を購入する）ときに用いられるレートとなります。
TTB (対顧客電信買相場)	お客さまが銀行等で外貨を円に交換する（外貨を売却する）ときに用いられるレートとなります。

5 為替リスク

この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。

- この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、毎回の保険料（円）を米ドルに換算したときや保険金など（米ドル）を円に換算したときの価値が変動することにより、差損（差益）が生じることをいいます。
- 為替レートは日々変動しているため、保険料（円）を当社所定の為替レートにより米ドルに換算した金額は、毎回異なります。（→【事例1】）
そのため、この保険の積立金額は、ご契約の際の当社所定の為替レートで試算した積立金額を下回るおそれがあります。
- また、保険金や返戻金などをお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した保険金額や返戻金額などが、ご契約の際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額などを下回るおそれがあります。
さらに、ご契約の保険料払込累計額を下回り、損失が生じるおそれもあります。
（→【事例2】）
- この保険における為替リスクは、ご契約者または死亡保険金受取人が負います。

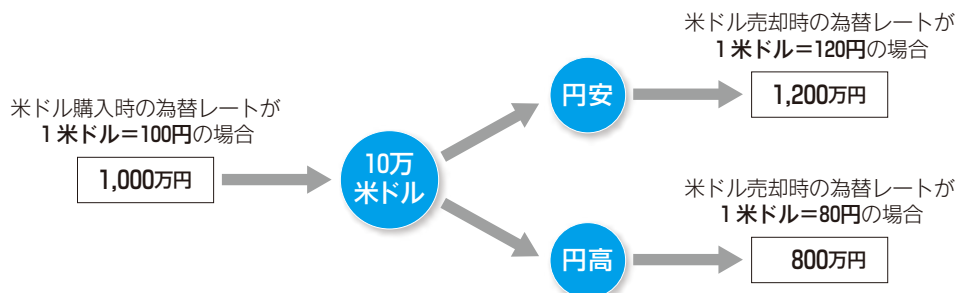
⑧保険金など／災害死亡給付金・死亡給付金・災害死亡保険金・死亡保険金・返戻金等をいいます。

⑨当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するTTBを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

⑩その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

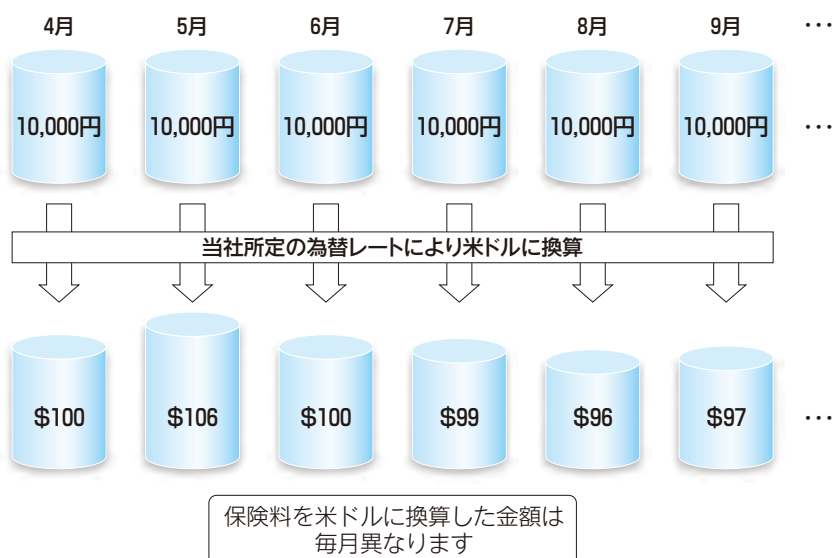
⑪当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

■一般的な為替リスクの例（1,000万円で米ドルを購入する場合）■



■この保険における為替リスクの例【事例1】■

- ご契約例
- 保険料払込回数：月掛
 - 保険料：10,000円



■この保険における為替リスクの例【事例2】■

- ご契約例
- 保険料払込回数：月掛
 - 保険料：10,000円
 - 保険料払込期間：15年（保険料払込累計額180万円）
 - ご契約の際の当社所定の為替レート：1米ドル=100円
 - 死亡時の死亡保険金額：2万米ドルの場合

死亡保険金請求時の当社所定の為替レート	1米ドル=80円 (加入時よりも円高)	1米ドル=120円 (加入時よりも円安)
死亡保険金の円換算額	2万米ドル =160万円	2万米ドル =240万円
保険料払込累計額（180万円）との差額	-20万円	+60万円
ご契約の際の当社所定の為替レート（1米ドル=100円）で計算した死亡保険金額（2万米ドル=200万円）との差額	-40万円	+40万円

※税金等を考慮せず計算した金額であり、実際に受け取る金額とは相違する場合があります。

6 ご負担いただく諸費用

ご契約の締結・維持・管理にかかる費用や保険金などのお支払いのために必要な費用、為替手数料など、お客さまにご負担いただく費用があります。

1 保険契約にかかる費用

項目	内容	費用
保険契約関係費用	ご契約の締結・維持・管理にかかる費用、保険金などのお支払いにかかる費用	被保険者の契約年齢および性別・経過期間等により異なります
解約控除	契約日から10年経過するまでにご契約を解約される場合にかかる費用	契約日からの経過期間 ^⑫ に応じて計算します ^⑬ 積立金 ^⑭ ×70%×解約控除率(※)

※解約控除率は、 $20\% \times (1 - \text{経過月数}^{\text{⑫}} / 120)$

2 外貨の取り扱いにかかる費用

(1) 為替手数料

① お払込み時にかかる費用

円入金特約を適用し、当社所定の為替レートを適用します。
この為替レートには為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	T T M + 25銭 ^⑭
----------------	--------------------------

ご注意

当社所定の為替レートの算出式（T T M + 25銭）は将来変更される可能性があります。

② お受取り時にかかる費用

円支払特約を適用する場合は、当社所定の為替レートを適用します。
この為替レートには為替手数料があらかじめ含まれています。

円支払特約における為替レート	T T M - 25銭 ^⑭
----------------	--------------------------

ご注意

当社所定の為替レートの算出式（T T M - 25銭）は将来変更される可能性があります。

^⑫ご契約から解約などをされた日までの経過月数です。すでに到来している保険料期間に対する保険料のうち、払い込まれていない保険料がある場合は、保険料が払い込まれた月までとなります。

^⑬契約日からの経過期間（保険料をお払込みいただいた月数）が10年（120ヵ月）超となった場合には、解約控除はありません。

^⑭積立金／当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

→参照

⑮ 解約と返戻金
(44 ページ)

^⑭2024年10月現在のレートです。

(2) 口座引出手数料等

保険金など⑧を米ドルでお受け取りいただく際、米ドルを受け取る口座をご用意いただく必要があります。そのために手数料がかかる場合があります。また、米ドルを受け取る口座への着金にかかる手数料または口座引出手数料等が別途必要となる場合があります（取扱金融機関によって異なります）。



1 保険契約にかかる費用、**2 外貨の取り扱いにかかる費用** (1) 為替手数料については、あらかじめ控除・反映された状態で保険金額等を計算し、ご案内しておりますが、**2 外貨の取り扱いにかかる費用** (2) 口座引出手数料等については、別途ご負担いただく費用となります。

⑧保険金など／災害死亡給付金・死亡給付金・災害死亡保険金・死亡保険金・返戻金等をいいます。

3 職業などの告知

告知の義務

ご契約者や被保険者には職業などについて告知をしていただく義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。従って、はじめから危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、**現在の職業**など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。

ご注意



- ・告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ・当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認①させていただく場合があります。

①確認に際して、事前のご連絡なしに訪問させていただく場合があります。

告知の内容

告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約が解除されたり、または取り消しとなって、保険金などをお支払いできないことがあります。

●告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除*することがあります。

* ご契約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません（ただし、「保険金などの支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金などをお支払いすることがあります）。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

●上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金などをお支払いできないことがあります。

- ・告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。
- ・この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

●告知にあたり、生命保険募集人②（代理店を含みます）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

「現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
- ・「現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知いただいた内容によっては、新たなご契約への加入ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取り消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。



生命保険にご加入されるときは、正しい告知をしてください。

→参照

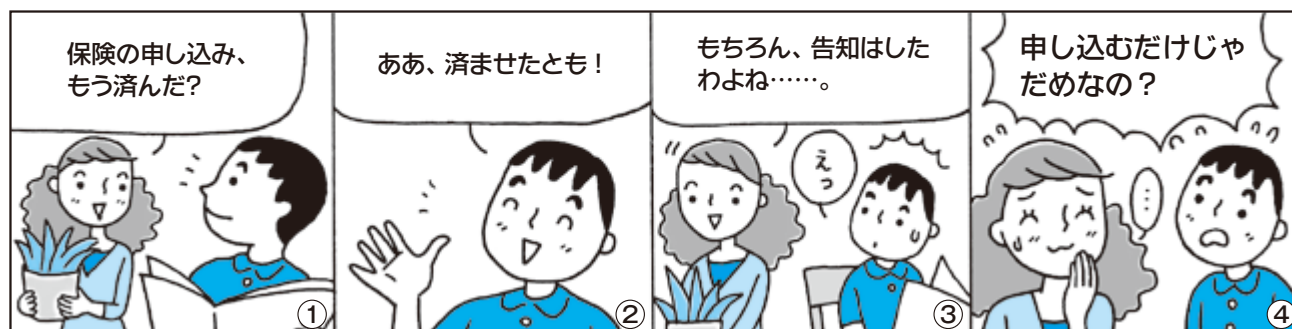
⑥ 保険金などをお支払いできない場合
(28 ページ)

② 約款に定める「保険媒介者」に当たります。

→参照

① ご契約にあたって
[[4]現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ]
(12 ページ)

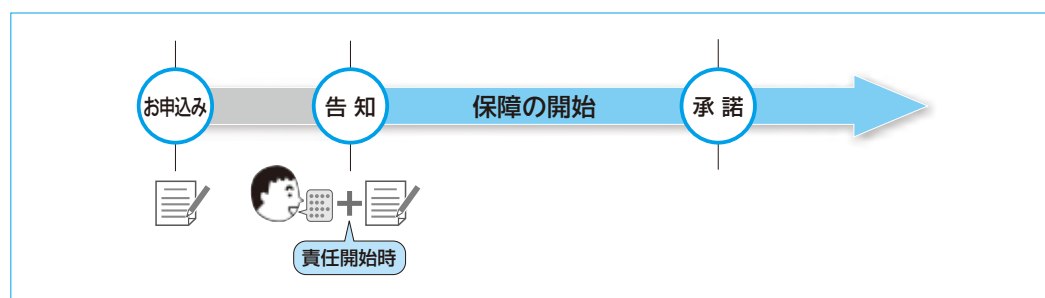
4 保障の開始



保障の開始

お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

●申し込まれたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。



第1回保険料のお支払い

●第1回保険料のお支払いは以下のとおりとなります。

- ・口座振替扱いの第1回保険料は、「口座振替により払い込む方法」または「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」のいずれかによって払い込んでください。
- ・「口座振替により払い込む方法」および「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」をご利用できない場合は、「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」によって払い込んでください。

●「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」の場合①、当社は、第1回保険料相当額が払い込まれたのちに、お申込みを承諾します。

→参照

◆ 保険料のお支払い
み
(37 ページ)

①「口座振替により払い込む方法」を選択してお申込みをされた後に、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」に変更した場合を含みます。

第1回保険料のお払込みに関する留意事項

1. 「口座振替により払い込む方法」の場合
 - 当社が定める日までにご契約が成立しないときは、第1回保険料を払込期月の振替日に指定口座から振替できないため、第1回保険料相当額を「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」に変更していただくようご案内をさせていただきます。
2. 「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」の場合
 - ご契約のお申込みにあたっては、第1回保険料相当額をお払い込みいただく必要があります。第1回保険料相当額のお払込みがない場合、当社にご契約のお申込みを承諾しません。なお、当社にご契約のお申込みを承諾する前に保険金などをお支払いする場合に該当しても、お申込みを承諾して保険金などから第1回保険料を差し引いてお支払いするといったお取扱いはいたしません。
 - 「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」は、第1回保険料相当額が、当社が指定する金額、または金融機関もしくはお客さまが設定しているキャッシュカードの上限金額を超える場合は、ご利用いただけません。

[illegible]

5 保険金などのお支払い

主契約 (5年ごと配当付利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建))

5年ごと配当付利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建) 普通保険約款

お支払いする場合

「保険金などをお支払いできない場合(28ページ)」もお読みください。

第1保険期間中は、死亡したときに、災害死亡給付金または死亡給付金をお支払いします。
第2保険期間中は、死亡したときに、災害死亡保険金または死亡保険金をお支払いします。

1 第1保険期間中(災害死亡給付金、死亡給付金)

●第1保険期間は、契約日から保険料払込期間の満了日までです。

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
災害死亡給付金	被保険者が、第1保険期間の満了時までに不慮の事故①により、その事故の日から180日以内に死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金③額の1.1倍	死亡保険金受取人
	被保険者が、第1保険期間の満了時までに特定感染症②により死亡したとき		
死亡給付金	被保険者が、第1保険期間の満了時までに死亡した場合で、かつ、災害死亡給付金が支払われないとき	被保険者が死亡した日の積立金③額	

①不慮の事故／急激かつ偶発的な外来の事故(交通事故など)をいいます。
→参照 主約款別表 1「対象となる不慮の事故」

②特定感染症／コレラ、腸管出血性大腸菌感染症などです。
→参照 主約款別表 2「対象となる特定感染症」

③当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

④各予定利率計算基準日に、当該予定利率計算基準日における次の(1)～(3)に基づいて、死亡保険金額を計算します。
(1) 積立金額
(2) 予定利率
(3) 被保険者の年齢および性別

2 第2保険期間中(災害死亡保険金、死亡保険金)

●第2保険期間は、第1保険期間の満了日の翌日から終身です。

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
災害死亡保険金	被保険者が、第2保険期間中に不慮の事故①により、その事故の日から180日以内に死亡したとき	被保険者が死亡した日における所定の死亡保険金額④の1.1倍	死亡保険金受取人
	被保険者が、第2保険期間中に特定感染症②により死亡したとき		
死亡保険金	被保険者が、第2保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき	被保険者が死亡した日における所定の死亡保険金額④	

3 保険金などを円で受け取る場合の取扱い（円支払特約）

- ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金などを円で受け取ることができます。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート^⑤を適用します。

■円への換算における当社所定の為替レート（2024年10月現在）■

為替レート適用日	適用為替レート
請求書類が当社に到達した日 ^⑥	T T M - 25銭

ご注意



- ・災害死亡給付金、死亡給付金、災害死亡保険金および死亡保険金は重複してお支払いしません。
 - ・災害死亡給付金、死亡給付金、災害死亡保険金または死亡保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅します。
 - ・保険金などの年金支払いおよびすえ置支払いのお取り扱いはありません。
 - ・為替レートは日々変動しているため、保険金などをお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した保険金などの金額が、ご契約の際の当社所定の為替レートで円換算した保険金などの金額を下回るおそれがあります。
- さらに、ご契約の保険料払込累計額を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- ・当社所定の為替レートの算出式（T T M - 25銭）は将来変更される可能性があります。

^⑤当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するT T Bを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

^⑥その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

6 保険金などをお支払いできない場合



以下の1～5のいずれかに該当するときは、保険金などのお支払いはできません。

1 「お支払いする場合」に該当しない場合（責任開始時前の不慮の事故を原因とする場合など）

- **⑤ 保険金などのお支払い** の「お支払いする場合」に該当しない場合、保険金などのお支払いはできません。
- 責任開始時**①**前の不慮の事故**②**・特定感染症**③**を原因とする場合には、原則として災害死亡給付金・災害死亡保険金のお支払いはできません。
- ただし、責任開始時**①**前の不慮の事故・特定感染症を原因とする場合であっても、当社がその原因の発生を知っていた場合などには、災害死亡給付金・災害死亡保険金のお支払いをすることがあります。

→参照

⑤ 保険金などのお支払い
(26 ページ)

① 責任開始時

→参照 **④ 保障の開始**
(23 ページ)

② 不慮の事故／急激かつ偶発的な外来の事故（交通事故など）をいいます。

→参照 主約款別表
1 「対象となる不慮の事故」

③ 特定感染症／コレラ、腸管出血性大腸菌感染症などです。

→参照 主約款別表
2 「対象となる特定感染症」

2 免責事由に該当する場合

●免責事由に該当した場合、「お支払いする場合」に該当していても、保険金などのお支払いはできません。

●免責事由は「保険金など」の種類によって下表のとおりになります。

	免責事由
災害死亡給付金 ^④ 災害死亡保険金 ^④	1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑤ 8. 戦争その他の変乱 ^⑤
死亡給付金	1. 責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺 ^⑥ 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱 ^⑤
死亡保険金	1. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 2. 戦争その他の変乱 ^⑤

④「被保険者の自殺行為」は不慮の事故ではありませんので、不慮の事故にかかわる災害死亡給付金・災害死亡保険金については、支払事由に該当しません。

⑤支払事由に該当した被保険者の数によっては、保険金をお支払いする場合があります。

⑥精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。

【免責事由に該当する場合 災害死亡保険金の例】



お酒で軽く酔っていたが普通に横断歩道を横断中に、車にはねられ死亡した場合。

災害死亡保険金の免責事由に該当しないので、お支払いします。



泥酔状態になって道路に寝込んでいたところ、車にはねられ死亡した場合。

災害死亡保険金の免責事由の「被保険者の泥酔の状態を原因とする事故」に該当するので、お支払いできません。

3 告知義務違反による解除の場合

●ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、ご契約時に告知いただいた内容が事実と相違し、主契約に定める告知義務^⑦違反による解除となった場合は、保険金などのお支払いはできません（ただし、ご請求原因と解除の原因となった事実との間に全く因果関係が認められない場合には、保険金などのお支払いをします）。

●この場合に、当社は、すでに保険金などをお支払いしていたときにはその返還を請求することができます。

●告知義務違反による解除をした場合に、返戻金があるときはご契約者にお支払いします。

⑦告知義務
→参照 ③ 職業などの告知 (21 ページ)

4 重大事由による解除の場合

- 重大事由によりご契約が解除される場合には、重大事由が生じた後に、保険金などの支払事由が生じて、保険金などのお支払いはできません。
- この場合に、当社は、すでに保険金などをお支払いしていたときにはその返還を請求することができます。
- 重大事由による解除をした場合、返戻金があるときはご契約者にお支払いします。

■重大事由とは、次の場合をいいます■

1. 以下の保険金などを詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致（未遂を含みます）をした場合

保険金など	事故招致をした者
死亡給付金および死亡保険金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称のいかんを問いません）	ご契約者 死亡保険金受取人
このご契約の災害死亡給付金および災害死亡保険金	ご契約者 被保険者 死亡保険金受取人

2. このご契約の以下の保険金などの請求に関し、以下の者に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合

保険金など	詐欺行為を行なった者
死亡給付金、死亡保険金、災害死亡給付金および災害死亡保険金	死亡保険金受取人

3. ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合^⑧
- ア. 反社会的勢力^⑨に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. ご契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 次のアまたはイなどにより、当社のご契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待し得ない上記 1 から 3 と同等の事由がある場合
- ア. 他のご契約が重大事由によって解除されること
 - イ. ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されること

^⑧この事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金などのうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金などを除いた額を、他の受取人にお支払いします。

^⑨反社会的勢力／暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合

- 詐欺または保険金などの不法取得目的によりご契約を締結した場合、ご契約はそれぞれ取り消しまたは無効となり、保険金などのお支払いはできません。この場合はすでにお払いいただいた保険料は払い戻しません。

7 保険金などの請求手続き

保険金などの請求

●保険金などのご請求手続きは以下のとおりです。



手順1 ご連絡をいただく前にご確認ください

●⑤ 保険金などのお支払い の「お支払いする場合」に、該当したときまたは該当する可能性があると思われるときには、幅広くご案内するため、以下の内容などをお伺いするので事前にご確認ください。

- ・ご契約内容によってはお支払いできる保険金などがないことがあります。

死亡した場合①	病気・ケガをした場合①
・保険証券番号（ご契約が複数ある場合は、全件） ・死亡した方のお名前・生年月日 ・死亡した日 ・死亡の原因（事故・病気） ・受取人のお名前とご連絡先 ・死亡する前の入院などの有無	・保険証券番号（ご契約が複数ある場合は、全件） ・入院・手術・通院・放射線治療などをした方、障害状態になった方のお名前・生年月日 ・入院などの原因（事故・病気） ・事故日（事故を原因とする場合） ・入院の期間（入院日・退院日）、通院日 ・手術名および手術日（手術を受けた場合） ・放射線治療名および実施日（放射線治療を受けた場合） ・治療に対する公的医療保険制度の適用有無

→参照

⑤ 保険金などのお支払い
(26 ページ)

→参照

② 保険の特徴と仕組み
[4] 円支払特約
(17 ページ)

① 死亡の原因または入院などの原因により、確認させていただく項目が異なることがあります。



●もれなくご請求いただくために、次の項目もご確認ください。

- ・複数のご契約にご加入されていませんか？
- ・がんなど、特定のご病気ではありませんか？
- ・通院をされたときに給付金をお支払いするご契約ではありませんか？
- ・障害状態または要介護状態にあたりませんか？
- ・死亡する前に、入院や手術を受けていた、または障害状態や要介護状態に該当していたということはありませんか？



手順 2 担当者へご連絡ください

●受取人から当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡ください。



手順 3 ご請求のご案内と必要書類をお届けします

●ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求の詳しいご案内と必要書類をお届けします。

- このご契約のほかに、ご請求いただけるご契約がある場合には、あわせて必要書類をご案内します。



手順 4 必要書類をご提出ください

●ご案内した所定の書類に必要事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備いただき、当社へご提出ください。



手順 5 ご提出書類の内容を確認し、保険金などをお支払いします

●請求書類の不足などがある場合には、ご連絡を差しあげます。

●保険金などは、ご指定いただいた口座へ送金します。

●ご提出いただいた書類（診断書など）に基づいてお支払いした保険金などのほかに、お支払いできる可能性がある場合などには、改めてご案内します。



手順 6 お支払明細書をご確認ください

●当社からお支払金額などを記載した明細書を郵送しますので、内容をご確認ください。

- 保険金などをお支払いできない場合、その理由をご説明しています。



ご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、ご契約者のご住所を変更された場合や死亡保険金受取人の変更が必要となった場合には、変更手続きをお早めにしてください。

ご注意



当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご請求内容などについて確認^②させていただく場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただく場合があります。

→参照

⑧ 保険金などのお支払期限
(33 ページ)

→参照

⑩ 死亡保険金受取人の変更
(47 ページ)

→参照

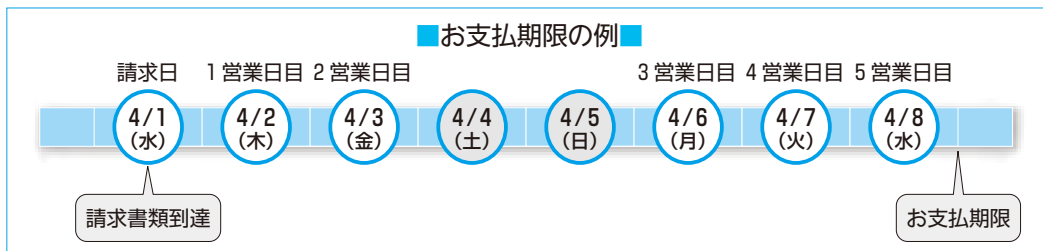
⑪ ご契約者・住所などの変更に伴う手続き
(49 ページ)

② 確認に際して、事前のご連絡なしに訪問させていただく場合があります。

8 保険金などのお支払期限

お支払期限について

- 保険金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到達した日（請求日）^①の翌営業日^②からその日を含めて **5 営業日^②以内**にお支払いします。



- ただし、保険金のお支払いなどのために確認、照会、調査が必要な場合は、お支払期限を以下のとおりとします。

保険金のお支払いなどのために確認、照会、調査が必要な場合	お支払期限
1. 保険金の支払事由などの発生の有無の確認が必要な場合 2. 保険金の免責事由などに該当する可能性がある場合 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 4. 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求日の翌営業日からその日を含めて 45日以内 にお支払いします。
上記1～4の確認を行なうために次の特別な照会や調査が必要な場合 ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・日本国外における調査	請求日の翌営業日からその日を含めて 180日以内 にお支払いします。

- お支払期限を過ぎて保険金などをお支払いすることとなった場合には、お支払期限の翌日以降の期間について所定の利息を保険金などとあわせてお支払いします。

ご注意



保険金のお支払いなどのための上記の確認などに際し、ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などをお支払いしません。

①請求書類が当社に到達した日（請求日）とは、完備された請求書類が当社に到達した日をいいます。

②この営業日とは、以下の日を除く日をいいます（2024年10月現在のお取り扱いです）。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

9

保険契約者代理特約 (契約者手続サポート制度)



保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）とは

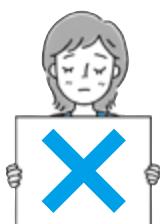
ご契約者が、ご契約に関する手続きを行なうことができない特別な事情がある場合に、ご契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定の手続きを行なうことができる特約（制度）です。

1 保険契約者代理人による手続きができる場合

- ご契約者が、傷害または疾病等によりご契約に関する手続きの意思表示が困難な場合

2 保険契約者代理人による代理可能な手続き

●保険契約者代理人がご契約者に代わって行なうことができるのは、住所変更、保険料の減額、解約などの手続きです。ただし、次の手続きはご契約者に代わって手続きを行なうことはできません。



●次の手続きは、ご契約者に代わって手続きを行なうことはできません。

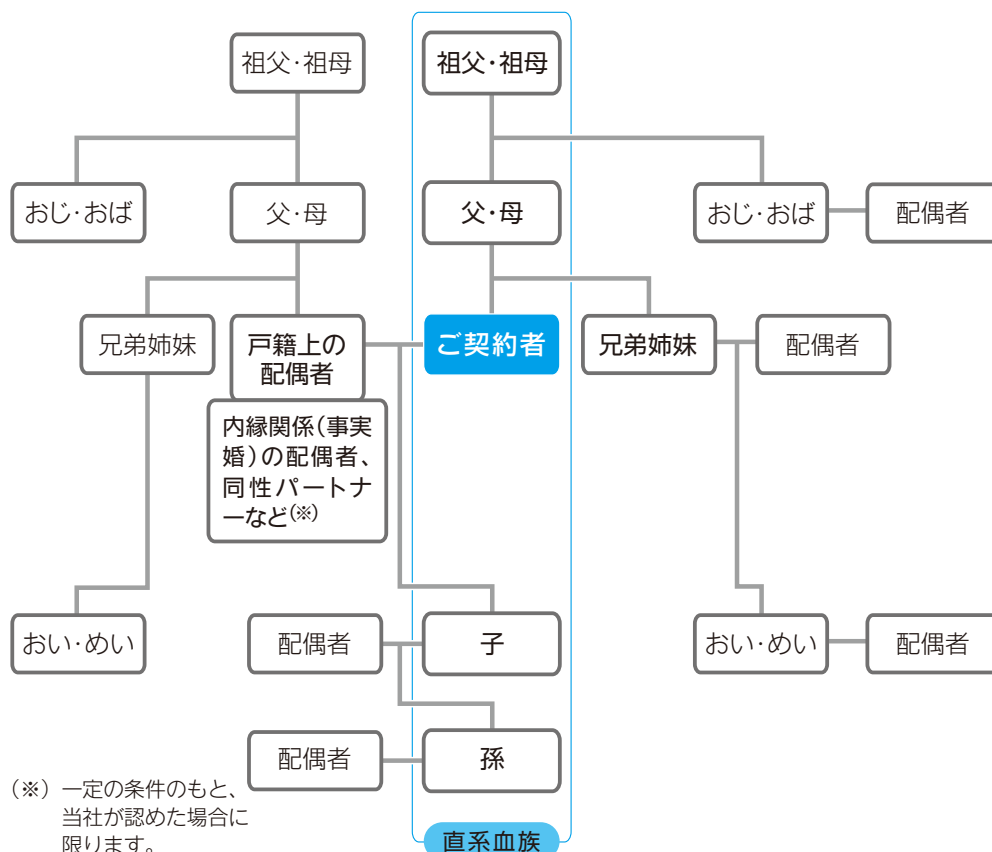
- ご契約者の変更手続き①
- 保険契約者代理人の変更手続き
- 保険金等の受取人の変更手続き
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

①被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめご契約者が指定する必要があります。
- ご契約者は、当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
- 保険契約者代理人は1名とし、ご契約者に代わって行なう手続き時における、次のいずれかの者です。
 - ①ご契約者の戸籍上の配偶者
 - ②ご契約者の直系血族（祖父・祖母・父・母・子・孫など）
 - ③ご契約者の兄弟姉妹
 - ④ご契約者の3親等内の親族（配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど）
 - ⑤次のいずれかの者で、ご契約者のために手続きをする適切な関係があると当社が認めた者^②
 - ア. 上記の①から④までの者以外で、ご契約者と同居している者（内縁関係（事実婚）の配偶者、同性パートナー^③など）
 - イ. ご契約者から委任を受ける等により、ご契約者の財産の管理を行なっている者^④

■代理可能なお手続きができる方の範囲例■



②当社が定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限ります。

③男女の婚姻関係と異なる程度の実態を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

④会社等の団体（団体の代表者を含みまず）を除きます。

ご注意



●保険契約者代理人の取扱いが受けられない場合

保険契約者代理人がお手続き時において、次のいずれかに該当する場合は、**保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。**

- ①未成年者⑤
- ②成年被後見人⑤
- ③破産者で復権を得ない者

また、保険契約者代理人が、ご契約者をお手続きを行なう意思表示が困難な状態などに故意に該当させた場合も保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。

⑤保険契約者代理人としての取扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、手続きはできません。

ご請求・お支払いについて

- お支払いした返戻金などは、保険契約者代理人ではなく、ご契約者に帰属します。
- 返戻金などを保険契約者代理人にお支払いした場合には、**その後重複して返戻金などをご請求いただいてもお支払いできません。**
- ご契約内容について保険契約者代理人からお問い合わせがあった場合、当社は、ご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、保険契約者代理人に回答することがあります。



ご契約者は、保険契約者代理人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「ご契約者に代わって手続きできること」を必ずお知らせください。

10 保険料のお払込み

保険料のお払込み

- 保険料は、円によりお払込みいただき、当社所定の為替レート①により米ドルに換算した金額をもとにこの保険の積立金②が計算されます。
- 保険料の払込経路は口座振替扱い③となります。
- 口座振替扱いとは、当社提携の金融機関などの中から保険料振替に利用する口座をご指定いただき、その口座から保険料振替日（払込期月の27日）④に自動的に保険料を振り替える方法です。
- 保険料の払込回数は、次の2つの方法があります。

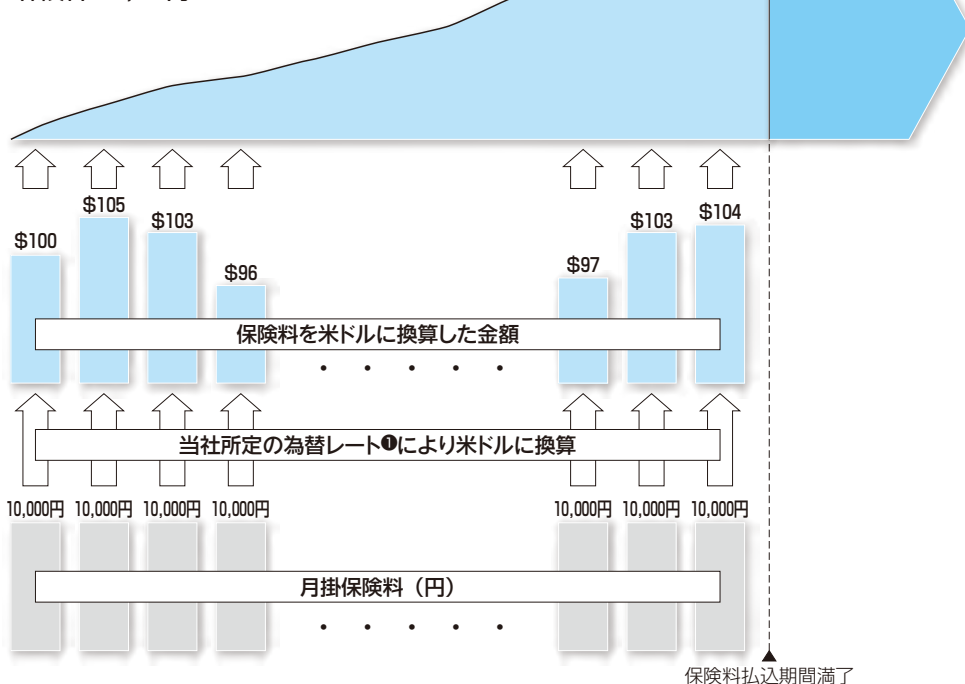
	払込回数	払込期月
月 掛	毎月1回	毎月の保険料は、その月の1日から末日までにお払込みください。
新 年 掛	1年に1回	1年分の保険料は、年単位の契約応当日⑤が属する月の1日から末日までにお払込みください。

●払込回数を変更する際は、当社の担当者、最寄りの支社または本社までお申し出ください。

■保険料と積立金（イメージ）■

毎回の保険料（円）を当社所定の為替レート①により米ドルに換算した金額をもとに、この保険の積立金②が計算されます。

【月掛契約の場合】
保険料：10,000円



①保険料の払込期月の前月末日における当社所定の為替レートとします。

➡参照 ④ 保険の特
徴と仕組み ③円入
金特約（15 ペー
ジ）

②積立金／当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

③保険料口座振替特約の付加を要します。

④その日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とします。

⑤契約応当日／契約日に対応する日のことで年単位、月単位の2つの契約応当日があります。
例えば契約日が2025年5月1日の場合、年単位の契約応当日は2026年以降毎年5月1日となります。

ご注意



新年掛保険料をお払込みいただいた後に、保険年度の途中でご契約が消滅⑥した場合でも、消滅後の期間に対応する保険料は、保険料としては払い戻さず、お支払いする給付金や返戻金などの計算に含めます。

⑥ご契約の解約、給付金などのお支払いによる消滅などです。

11

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除）



1 払込期月と猶予期間

保険料は払込期月内にお払込みください。

- 保険料を払い込んでいただく月の1日から末日までを「払込期月」といいます。
- 払込期月内に保険料をお払込みいただけなかった場合でも、猶予期間があります。猶予期間は以下のとおりです。

保険料	猶予期間
第1回保険料	払込期月の翌月1日から末日まで
第2回以降の保険料	払込期月の翌月1日から翌々月の末日まで

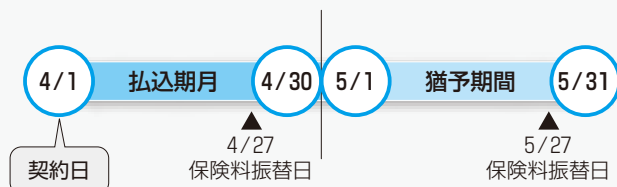
- 口座振替扱いのご契約で保険料振替日^❶に保険料の振り替えができなかった場合は、その振り替えできなかった保険料を、猶予期間内の保険料振替日に再度振り替えます（月掛の場合は、当月分の保険料とあわせて振り替えます）。

❶その日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とします。

■口座振替扱いのご契約の猶予期間内の保険料振替日■

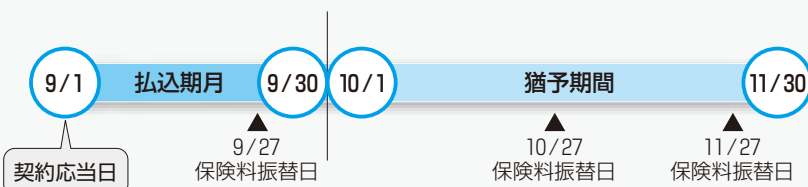
保険料	猶予期間内の保険料振替日
第1回保険料	払込期月の翌月の保険料振替日
第2回以降の保険料	払込期月の翌月と翌々月の保険料振替日

【第1回保険料の場合】



月掛のご契約で4月分保険料の振り替えができなかった場合は、5月の保険料振替日①に4月から5月までの2ヵ月分の保険料を振り替えます②。

【第2回以降の保険料の場合】



月掛のご契約で9月分保険料の振り替えができなかった場合は、10月の保険料振替日①に9月から10月までの2ヵ月分の保険料を振り替えます②。

また、10月の保険料振替日に9月分保険料と10月分保険料の振り替えができなかった場合は、11月の保険料振替日に9月から11月までの3ヵ月分の保険料を振り替えます③。

●払込期月内に保険料のお払込みがない場合、当社は次の内容をご契約者に通知します。

- ・猶予期間の満了日までに保険料のお払込みを要すること
- ・猶予期間の満了日までに保険料が払い込まれなければ、猶予期間の満了日の翌日に保険契約が解除となること



猶予期間内の最後の保険料振替日に保険料の振り替えができなかった場合は、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡ください。

①その日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とします。

②保険料の振替口座の残高が、2ヵ月分の保険料に満たないときには、1ヵ月分の保険料を振り替えます。

③保険料の振替口座の残高が、3ヵ月分の保険料に満たないときには、振替口座の残高に応じて2ヵ月分または1ヵ月分の保険料を振り替えます。

2 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除）

猶予期間内に保険料の振り替えができず、猶予期間の満了日までに保険料のお払込みがない場合、ご契約は解除となります。

- 保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって解除となります。
- 解除日以降に被保険者が死亡した場合でも、保険金などのお支払いはありません。
- 解除となった際に返戻金がある場合は、保険契約者に返戻金をお支払いします。

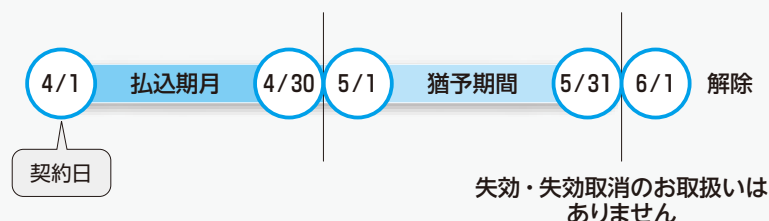
→参照

15 解約と返戻金
(44 ページ)

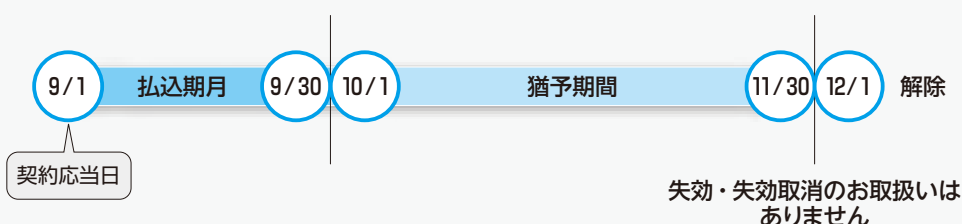
■ご契約の解除の例■

【月掛契約の場合】

第1回保険料



第2回以降の保険料



ご注意



- ・第1回保険料のお払込みがないままご契約が解除となった後、解除となった日の翌日から3年以内に改めてご契約をお申し込みいただく場合は、第1回保険料のお払込みを「口座振替により払い込む方法」以外の方法でお申し込みください。
- ・この保険には、当社が自動的に保険料を貸し付ける制度はありません。
- ・当社に登録いただいた住所について引っ越し等により変更がある場合は、必ずご連絡ください。住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料のお払込みの案内を通知しますので、変更後の住所に届かないことがあります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約は解除となります。
- ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。

12 未払込保険料がある場合の 給付金などのお取扱い

未払込保険料がある場合の給付金などのお取扱い

●未払込保険料がある場合に、給付金などを支払うときは、未払込保険料を差し引いてお支払いします。

■未払込保険料がある場合のお支払い額の例■

死亡給付金 30,000米ドル 月掛保険料20,000円
 保険料を米ドルへ換算する際の当社所定の為替レート 1米ドル=100円
 4月分の保険料が払い込まれないまま、契約応当日である4月1日より後の4月20日に死亡した場合

死亡給付金	30,000米ドル
－ 未払込保険料（4月分）を米ドルに換算した金額	200米ドル
お支払い額	29,800米ドル

→参照

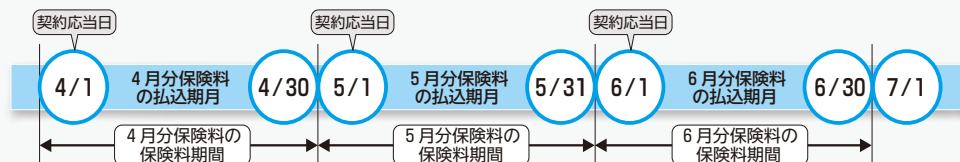
❓ 保険の特徴と仕組み

③円入金特約
 (15 ページ)

■払込期月と保険料期間■

- ・保険料を払い込んでいただく月の1日から末日までを「払込期月」といいます。
- ・払い込まれた保険料が充当される期間を「保険料期間」といいます。保険料期間は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間です。

[月掛契約の場合]



13 お払込みが困難なときの継続方法



保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、次の方法でご契約を有効に続けることができます。

保険料の減額

●保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、将来の保険料を減額することでご契約を有効に続けることができます。

ご注意



- いったん減額されたあとで、保険料をもとの金額に戻すことはできません。
- 減額後の保険料が当社の定める金額に満たない場合はお取り扱いできません。
- 新年掛保険料をお払込みいただいた後に、保険年度の途中で保険料を減額した場合でも、減額後の期間に対応する保険料は払い戻さず、お支払いする給付額や返戻金などの計算に含めます。

→参照

15 解約と返戻金
(44 ページ)

14 配当金

配当金

●配当金は決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。

●また、次のような場合には、5年ごとの契約応当日を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。

- ・保険金などのお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
- ・ご契約から2年経過後に解約した場合

配当金のお支払方法

●配当金は当社所定の利率^①で積み立てておき、次の場合にお支払いします。

1. ご契約者から請求があった場合
2. 保険金などをお支払いする場合
3. ご契約を解約した場合

●配当金はご契約者にお支払いします。ただし、保険金などをお支払いする場合は、その保険金などの受取人にあわせてお支払いします。

^①この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

ご注意



- ・ご契約から2年以内に解約した場合、配当金はありません。
- ・解約した場合にお支払いする配当金は、保険金などのお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

特別配当

●上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。



配当金および特別配当については、円でお支払いします。

15 解約と返戻金

ご契約の解約

- ご契約者は、いつでもご契約を解約することができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- ご契約を解約して返戻金があるときは、返戻金を受け取ることができます。
- 解約の請求にあたっては、当社コミュニケーションセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な請求書類をご契約者あてに送付させていただきます。
※当社コミュニケーションセンターについては、[④ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口](#)（55 ページ）をご覧ください。
- 事前に「MYほけんページ」^①（当社ホームページ・アプリ）の送金口座および本人確認のための暗証番号（4桁）などを登録いただくと、以下の方法により、お手続きされる当日の当社所定の為替レートによる解約のお手続きが可能です。
 - (1) 当社ホームページ・アプリでの解約
当社ホームページ（裏表紙参照）・アプリ中の「MYほけんページ」にて、ご契約者ご自身でお手続きください。
 - (2) お電話での解約
お手続き方法をご案内しますので、当社コミュニケーションセンターまでご連絡ください。

ご注意



上記(1)(2)の方法は、返戻金を円でお受け取りいただく場合に限りです。
また、お手続き可能時間等、お手続きには諸条件があります。

死亡保険金額の減額

- 当社所定の範囲内で、死亡保険金額は第2保険期間中いつでも減額することができます^②。
この場合、その割合に応じて災害死亡保険金額も減額されます。
- また、その割合に応じて返戻金を受け取ることができます。
- 減額の請求にあたっては、当社コミュニケーションセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な請求書類をご契約者あてに送付させていただきます。

ご注意



いったん減額されたあとで、死亡保険金額をもとに戻すことはできません。



- ・解約・減額のお申し出は当社コミュニケーションセンターで承ります。
- ・当社の担当者または最寄りの支社に解約・減額のお申し出をいただいた場合でも、当社ホームページ（解約）または当社コミュニケーションセンターへのお電話でのお手続きのご案内をさせていただきます。

→参照

② 保険の特徴と仕組み

[④ 円支払特約](#)

（17 ページ）

[⑤ 為替リスク](#)

（17 ページ）

[⑥ ご負担いただく諸費用](#)

（19 ページ）

① 「MYほけんページ」の利用については、当社ホームページ（裏表紙参照）上の規約を参照ください。

② 第1保険期間中は、給付金額の減額のお取扱いはありません。

返戻金

- 生命保険では、保険料の一部は保険金などのお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額が解約の際に払い戻されます。このため、多くの場合、返戻金は保険料を米ドルに換算した金額の累計額より少ない金額になります。
- 返戻金の額は、ご契約年齢、性別、保険期間、経過年月数などによって異なります。
- この保険は、ご契約から一定期間内に解約された場合などの返戻金の額を低く設定した低解約返戻金型です。第1保険期間中に解約された場合などの返戻金の額は、積立金^③に下表の契約日から解約などをされた日までの経過期間に応じた割合および解約控除率をふまえた割合を乗じて計算します。

〈第1保険期間〉

契約日から解約などをされた日までの経過期間に応じた割合および解約控除率をふまえた割合により計算します。

- ・契約日から解約などをされた日までの経過期間に応じた割合

経過期間	割合 (%)
10年未満	70%
10年以上15年未満 ^④	経過期間に応じた以下の割合 ^⑤
	10年 0 カ月以上 1 カ月未満……………70.0%
	10年 1 カ月以上 2 カ月未満……………70.5%
	⋮
	～以後、1 カ月経過するごとに0.5%ずつ加算～
	⋮
	14年10カ月以上11カ月未満……………99.0%
	14年11カ月以上15年 0 カ月未満…………99.5%
15年以上 ^⑥	100%

- ・解約控除率をふまえた割合
 $1 - 20\% \times (1 - \text{経過月数} \text{ ⑦ } / 120)$

〈第2保険期間〉

契約日から解約などをされた日までの経過した年月数により計算します。



- ・返戻金の請求のお申し出は当社コミュニケーションセンターで承ります。
- ・当社の担当者または最寄りの支社に返戻金の請求のお申し出をいただいた場合でも、当社ホームページまたは当社コミュニケーションセンターへのお電話でのお手続きのご案内をさせていただきます。

ご注意



返戻金を円で受け取る場合、為替レートは日々変動しているため、返戻金をお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した返戻金額が、ご契約の際の当社所定の為替レートで円換算した返戻金額を下回るおそれがあります。
 さらに、保険料払込累計額を下回り、損失が生じるおそれもあります。

③積立金／当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

→参照

②保険の特徴と仕組み

【⑥ご負担いただく諸費用】

(19 ページ)

④10年経過後でも10年経過前の期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は10年未満として取り扱います。

⑤すでに到来している保険料期間に対する保険料のうち、払い込まれていない保険料がある場合は、保険料が払い込まれた期間に対応する割合とします。

⑥15年経過後でも15年経過前の期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は15年未満として取り扱います。

⑦ご契約から解約などをされた日までの経過月数です。すでに到来している保険料期間に対する保険料のうち、払い込まれていない保険料がある場合は、保険料が払い込まれた月までとなります。

猶予期間満了までに保険料のお払込みがなく、ご契約が解除となった場合の返戻金の取扱い

●保険料のお払込みの猶予期間内に保険料のお払込みがなく、ご契約が解除となった場合は、以下のとおり取扱います。

1. 解除となった日（解除日）からその翌月の末日まで（例 解除日が4/1の場合は、4/1～5/31）

- ご契約者から返戻金を請求してください。この場合、円・米ドルいずれの通貨でも受け取ることができます。
- 円で受け取る場合、返戻金は「請求書類が当社に到達した日^{⑧⑨}」における当社所定の為替レート^⑩で円に換算します。

2. 解除となった月の翌々月の1日以降（例 解除日が4/1の場合は、6/1以降）

- 返戻金は円でのみ受け取ることができます。この場合、返戻金は「解除となった月の翌々月の1日^⑨」における当社所定の為替レート^⑩で円に換算します。
- また、以下の条件をすべて満たした場合は、ご契約者からの請求がなくても、当社からご契約者名義の口座への送金により返戻金をお支払いします。
 - ア. ご契約に円支払特約が付加されていること
 - イ. 「MYほけんページ」（当社ホームページ・アプリ）に登録された送金口座または保険料の振替口座があること
 - ウ. その他、当社の定めた基準を満たすこと^⑪
- 上記条件に当てはまらない場合などで、返戻金の送金ができない場合は、当社からご契約者あてにご連絡させていただきます。

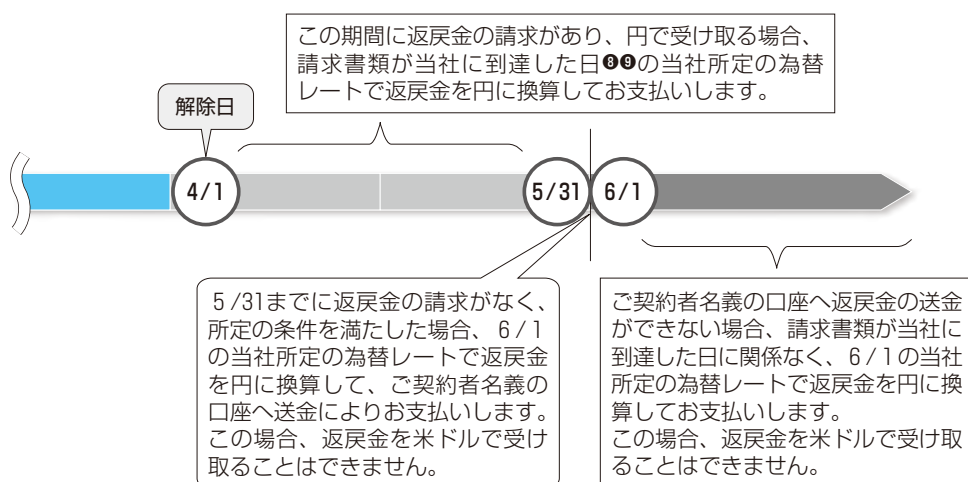
^⑧当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

^⑨その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

^⑩当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社が指定する金融機関が公示するTTBを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

^⑪ご契約者と口座名義人の氏名が同一であることなどです。

■ 猶予期間満了日までに保険料のお払込みがなく、ご契約が解除となった場合の返戻金のお取扱い ■



16 死亡保険金受取人の変更



死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は保険金などの支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

遺言による死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は保険金などの支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡した後、ご契約者の相続人から、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意

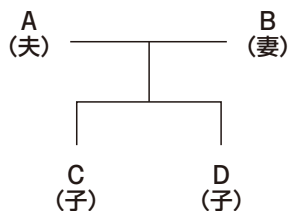
当社が死亡保険金受取人変更のご通知を受ける前に変更前の受取人に保険金などをお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の受取人から保険金などのご請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い

- 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人が死亡した時以後、死亡保険金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

■死亡保険金受取人が死亡し、変更手続きが行なわれていない場合■

ご契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん



- ◆Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。
- ◆その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。
- ・死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。



ご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、死亡保険金受取人が「法定相続人」のご契約は、受取人を指定する変更手続きをお早めにしてください。

17

ご契約者・住所などの 変更に伴う手続き



手続きについて

- 次のようなときは、当社の担当者、最寄りの支社または本社にご連絡ください。
 - ・ご契約者、死亡保険金受取人を変えたいとき
 - ・町名や番地が変わったとき
 - ・住所を変更されたとき
 - ・改姓や改名をされたとき
- ご連絡いただく際には、**保険証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所および電話番号**をお知らせください。



- 住所を変更された際はただちにご連絡ください。当社からお送りする郵便物などを確実にお届けしたり、引き続き変わらぬサービスをご提供するためにもお願いいたします。

- ・住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
- ・この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知は到達したものとみなします。

→参照

◆ 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除)
(38 ページ)

18

死亡保険金受取人による 保険契約の継続

死亡保険金受取人による保険契約の継続

- 通常、解約のお手続きはご契約者のお申し出によって行なわれますが、これ以外に、債権者など（差押債権者や破産管財人）がご契約を解約することがあります。この場合に、死亡保険金受取人は、ご契約を継続させることができる場合があります。
- 債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者などが解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金受取人はご契約を継続させることができます。
 1. ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. ご契約者でないこと
- 死亡保険金受取人がご契約を継続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。
 1. ご契約者の同意を得ること
 2. 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
 3. 上記2について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること

19

被保険者による ご契約者への解約の請求

被保険者によるご契約者への解約の請求

●被保険者とご契約者が異なる場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、保険法の規定に基づき、ご契約の解約を請求することができます。

1. ご契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として保険金のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
2. 死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
3. 上記1または2の他、被保険者のご契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
4. ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合（契約締結時に夫婦であったご契約者と被保険者が契約締結後に離婚された場合など）

●この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。

ご注意



被保険者の解約のご請求は、当社ではなく、ご契約者に対して行なってください。

20 生命保険と税金



ご注意



以下の内容は2024年10月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わることがあります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士などにご確認ください。

生命保険料控除

生命保険料控除は、ご契約者（保険料負担者）を対象に、お支払いいただいた保険料に応じて、一定の金額が所得税・住民税計算のうえでのその年の所得から差し引かれる制度です。生命保険料控除を受けることで所得税、住民税の負担が軽減されます。

- 生命保険料控除には、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の3区分があります。一般生命保険料控除、介護医療保険料控除は、保険金などの受取人がご契約者（保険料負担者）あるいは配偶者またはその他の親族、個人年金保険料控除は、年金受取人がご契約者（保険料負担者）あるいは配偶者で、かつ被保険者と同一人のご契約を対象とします。
- 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお支払いになった保険料の合計額から控除の対象外となる保険料およびその年に支払われた配当金を差し引いた額です。
- 生命保険料控除を受けるには申告が必要です。毎年10月以降に、「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、次の要領で申告してください。

①給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して、毎年12月の給与の支払われる前までに勤務先を経由して、税務署に提出してください。

②申告納税者

確定申告の際、「確定申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

- 「生命保険料控除証明書」の発行時期や方法等については、その年によって変更する場合があります。

- 詳細については、当社コミュニケーションセンター（[21](#) [ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口](#) 参照）にお問い合わせください。

控除の区分

●保険料は、次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料

生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

介護医療保険料

入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約などの保険料

保険料控除対象外となる保険料

身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

●このご契約の保険料は、「一般生命保険料」に区分されます。

控除額

●「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、それぞれ計算した控除額が所得税・住民税計算のうえでの所得から控除されます。

■所得税■

年間正味払込保険料① （「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用）	控除額*
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一律40,000円

*他の契約も含めて、3つの区分の控除額の合計が120,000円を超える場合には、控除額は120,000円となります。

■住民税■

年間正味払込保険料① （「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用）	控除額*
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一律28,000円

*他の契約も含めて、3つの区分の控除額の合計が70,000円を超える場合には、控除額は70,000円となります。

①年間正味払込保険料／配当金がある場合、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」「保険料控除対象外となる保険料」の各保険料で配当金を按分し、差し引きします。

保険金などを受け取られたときにかかる税金

ご契約者および受取人が個人の場合で、保険金などを受け取られたときにかかる税金は次のとおりです。

災害死亡給付金、死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金の場合

●ご契約者・被保険者と受取人の関係によって、次のとおり異なります。

	契約例			税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 ^② (一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

②復興特別所得税が
あわせて課税されま
す。

返戻金を受け取られたときにかかる税金

●ご契約を解約、減額された場合などの返戻金がお払込みになった保険料の累計額を上回る場合、その差益は所得税^②(一時所得)・住民税の課税の対象となります。

外貨建保険の税法上の取扱い

●この保険は日本で締結された生命保険契約のため、米ドル建ての保険金などのお受取りにかかる税法上の取扱いは円建ての生命保険契約と同じになります。次の基準で米ドルを円に換算したうえで、円建ての生命保険契約と同様に取り扱います。

■課税に関して米ドルを円換算する基準■

	為替レート適用日	適用為替レート
災害死亡給付金 死亡給付金 災害死亡保険金 死亡保険金	被保険者が 死亡した日	(相続税・贈与税の対象となる場合) 最終の T T B
		(所得税 ^② (一時所得)・住民税の対象となる場合) 最終の T T M
返戻金	所定の請求書類が 当社に到達した日	最終の T T M

●なお、保険金などを円で受け取られた場合は、円で受け取られた金額が基準となります。

21

ご契約後のお手続きや ご相談に関する窓口

コミュニケーションセンターについて

- ご契約後のご照会、各種お手続き（解約・減額など）のお申し出、および請求書類のお取り寄せなどにつきましては、当社コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

お電話によるお問い合わせ窓口 コミュニケーションセンター

ようこそ ハロー
 0120-453-860

月曜～金曜(除く祝日・年末年始) 9:00～18:00

土曜(除く祝日・年末年始) 9:00～17:00

当社コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、当社ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

☎ 03-3286-2648

ホームページアドレス (<https://www.seiho.or.jp/>)

- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

22 生命保険に関するお知らせ

1 個人情報等の取扱い

個人情報等の利用目的

- お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスをご提供するために、ご契約のお申込みなどに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、当社は取得したお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。
 - ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務
- ただし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号（マイナンバー）については、保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務、その他法令等に定める個人番号関係事務等の目的に限定して利用させていただきます。

個人情報等の留意事項

身体・健康状態に関する情報の取扱い

- お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- また、取得いたしました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

再保険の取扱いへの利用

- お申込みいただきました保険契約について、再保険を行なうことがあり、必要なお客さま情報を再保険会社に提供させていただく場合がございます。
- 再保険会社に提供させていただくお客さま情報は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険証券番号のほか、保険契約者様・被保険者様のお名前・性別・生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報などです。
- 再保険会社においては、提供させていただくお客さま情報は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに利用させていただきます。

保険料口座振替の取扱いへの利用

- お客さま（口座名義人様）に関する個人情報は、保険料口座振替申込欄に記載の金融機関および明治安田生命保険相互会社間で保険料収納等、保険契約のご継続・維持管理のために利用させていただきます。

2 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

- 当社では、犯罪収益移転防止法に定められた各種取引の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行なっております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行なうことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、当社までご連絡ください。



当社における個人情報等・取引時に確認した情報の取扱いについては、当社ホームページ（裏表紙参照）に掲載していますので、ご覧ください。

3 税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ

特定米国人申告および税務上の居住地国の届け出に関するお願い

ご注意



以下の内容は2024年10月現在の情報に基づくものであり、今後、制度等の変更に伴い取扱いが変わることがあります。

特定米国人申告について

- **FATCA**（外国口座税務コンプライアンス法）は、米国納税義務者が米国外の金融口座等を利用して租税を回避することを防ぐことを目的とする米国の法律です。
- 当社は、同法に関する日米当局間の合意に従い、ご契約者などが所定の米国納税義務者に該当するか否かを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁に契約情報等を報告します。
- 確認する場合および対象となる方は以下のとおりです。**対象となる方が「米国納税義務者に該当する可能性があるとき」*は、所定の方式によって当社に申告してください。**

確認する場合	対象となる方
ご契約のお申込み	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金等のご請求（受取人がご契約者と異なる場合）	受取人

* 「米国納税義務者に該当する可能性があるとき」は、次のとおりです。

- ・上表の「確認の対象者」が個人の場合：その個人が、米国市民（米国籍を有している者）のとき、または米国居住者（永住権所有者および直近3年間に183日以上米国に滞在する者）のとき
- ・上表の「確認の対象者」が法人の場合：その法人が、米国設立の法人もしくは事業体であるとき、または米国設立以外の投資事業体でその実質的支配者が米国納税義務者のとき

- ご契約等の後に米国納税義務者に該当することとなった場合は、改めて申告してください。

税務上の居住地国の届け出について

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、金融機関（当社を含みます）のお客さまに居住地国の届け出を義務づける制度です。
- 以下の場合、**対象となる方の居住地国を当社に届け出てください。**
（お届けいただけない場合、法律上の罰則がかかることがあります）

届け出が必要となる場合	対象となる方
ご契約のお申込み	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金等のご請求（受取人がご契約者と異なる場合）	受取人

上記は代表的な例です。これ以外に届け出が必要となる場合もあります。

- 法律上の定めに従い、当社は、ご契約者の契約情報等を国税庁に報告することがあります。
- 海外渡航等によって**居住地国が変更となる場合は、あらかじめ当社にご連絡ください。**



特定米国人申告および税務上の居住地国の届け出の詳細については、当社ホームページ（裏表紙参照）に掲載していますので、ご覧ください。

4 「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「支払査定時照会制度」について

●保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する上記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は上記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

●上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）にお問い合わせください。



「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

各制度の最新の内容については、当社ホームページ（裏表紙参照）をご確認ください。

5 保険金額などが削減される場合

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

●なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

詳しくは、次の【6生命保険契約者保護機構】をご覧ください。

6 生命保険契約者保護機構

●当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^①に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^②を除き、責任準備金等^③の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません^④）。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

①特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

②破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率*1を超えていた契約を指します*2。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

*1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

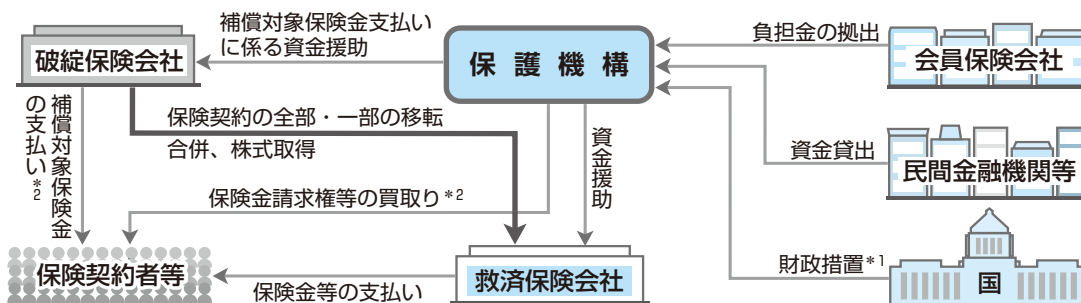
*2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

③責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

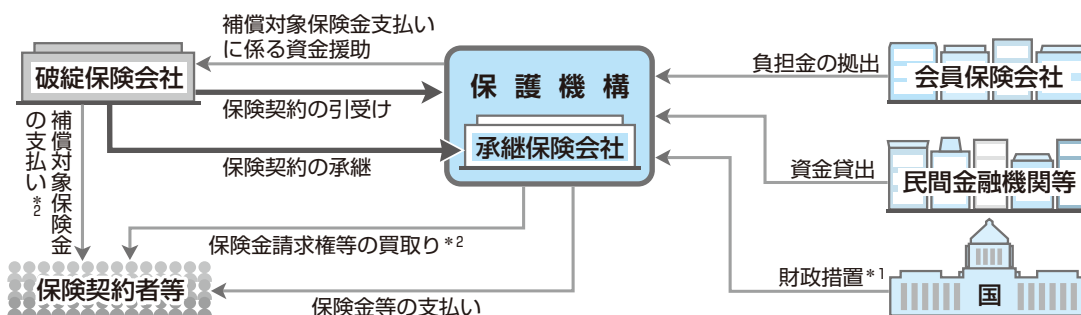
④個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■ 救済の仕組み(概略) ■

● 救済保険会社が現れた場合 ●



● 救済保険会社が現れない場合 ●



*1 上記の「財政措置」は、令和9年（2027年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

*2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、②に記載の率となります）。

・補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2024年10月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります（最新の内容は、当社ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください）。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

手続きに必要な書類一覧

- 諸手続きの際には、次の書類をご準備いただきます。ただし、下記以外の書類の提出を求め、または、下記の必要書類のうち一部の省略を認めることがあります。なお、手続きによっては、当社営業端末で行なうこともできます。
- 詳しくは、当社の担当者、最寄りの支社または本社までご相談ください。
- 当社の窓口で諸手続きをされる際には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

注・書類のご準備にかかわる費用等はご負担ください。
・ご提出いただいた請求書類は返却いたしませんのでご了承ください。

必要書類		当 社 所 定 の 書 類	保 険 証 券	印鑑証明書		戸籍抄本		被 保 険 者 の 住 民 票	入 院 証 明 書 ・ 治 療 証 明 書	事 故 状 況 報 告 書 ・ 受 傷 証 明 書	備 考
項 目				保 険 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人				
災害死亡給付金・災害死亡保険金の請求		請 求 書	○		○		○	○	○	○	*医師の死亡診断書または検案書とします。
死亡給付金・死亡保険金の請求		//	○		○		○	○	○		*医師の死亡診断書または検案書とします。
(解約) 返戻金・積立金の請求		//	○	○							
社員配当金の請求		//	○								
保険料の減額		//	○	○							
死亡保険金額の減額		//	○	○							
死亡保険金受取人の変更		//	○	○							・受取人が被保険者と異なる場合は、ほかに被保険者の印鑑証明書が必要
保険契約者の変更		//	○	* ○ (旧保険契約者)							*旧保険契約者の死亡の場合 1. 旧保険契約者の戸籍抄本 2. 相続人代表者選定届と署名押印者の印鑑証明書・戸籍謄本
保険契約者代理 特約 (契約者手続 サポート制度)	住所変更などの 代理手続	・請求書 ・保険契約 者代理手 続きに関 する確認 書	○	○	○ (保険契約者代理人)	○ (保険契約者)	○ (保険契約者代理人)		○	* ○	*疾病による場合は不要 ・ほかに保険契約者代理人の住民票、「保険契 約者代理人としての取扱いを受けることが できない場合」に該当していないことを証 明する書類、保険契約者または保険契約者 代理人の健康保険被保険者証の写しが必要

This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting or typing. There are no margins, text, or other markings on the page.

定 款

定款では、当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めています。
最新の定款の全文については、当社ホームページ（裏表紙参照）でご覧ください。

当社の運営

(定款第1章、第3章、第4章、第5章)

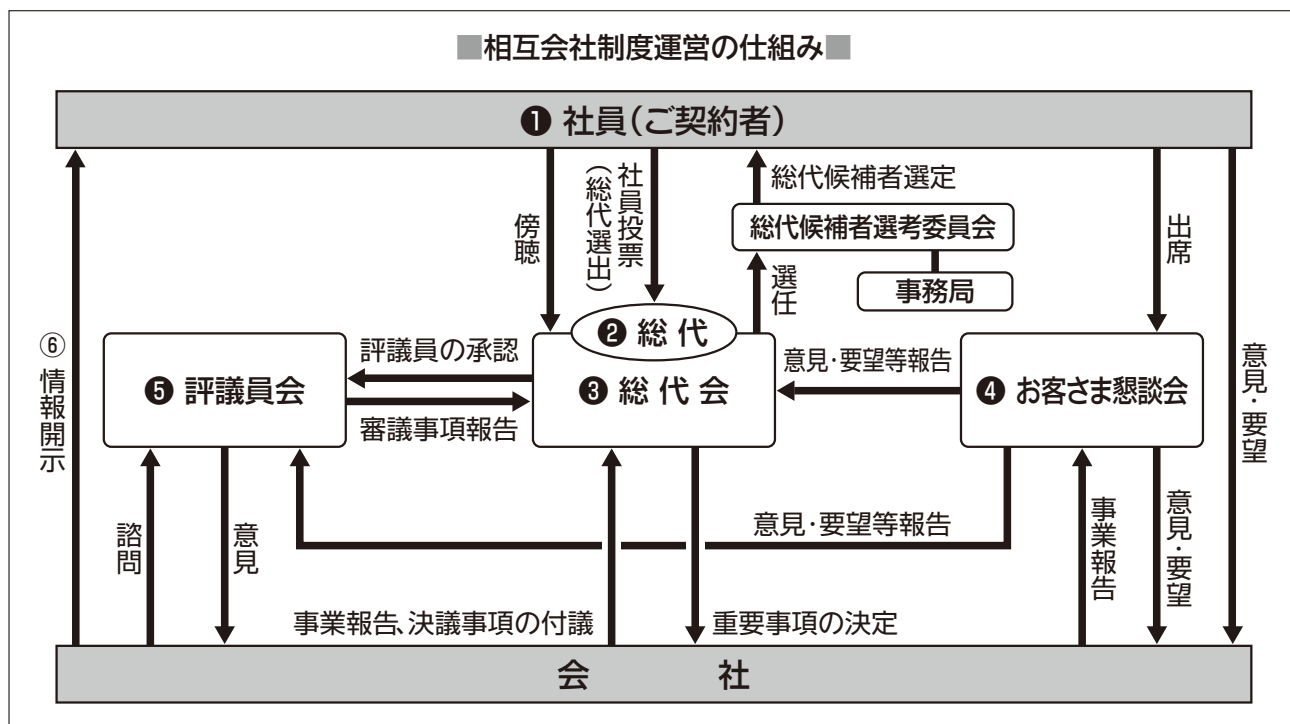
当社の運営は、2024年10月時点の定款の内容に基づいて記載しています。定款の変更に伴って今後変更の可能性がります。

ご契約者お一人おひとりが
会社の構成員である社員です。

ご契約者と相互会社との関係

- ◆保険会社の会社形態には株式会社と相互会社があり、当社は保険業法に基づいて設立された相互会社です。
◆相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員である社員※となります。社員が総代会やお客さま懇談会等を通じ会社運営に参加する保険会社独自の会社形態です。

※ 剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます（定款第8条第1項）



①社員

- ◆保険業法、保険約款なら
びに定款等の定めにより、
社員には主に右の権利・
義務があります。

社員の主な権利

- ・ 保険金等の支払請求権
- ・ 剰余金分配を受ける権利（社員配当金請求権）
- ・ 総代選出にあたっての社員投票権
- ・ 一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権 等

社員の主な義務

- ・保険料の払込義務

② 総代

- ◆社員の代表として選出される総代の定数は定款において222名と定めています。
- ◆このうち200名は地域別選出による120名と地域別選出によらない80名に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し、幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。
- ◆また、22名は総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した立候補制により選出される総代です。

社員投票

◇総代候補者選考委員会で選定された候補者については、社員一人おひとりによる社員投票を実施し、総代として選出することに同意しないとする投票（不信任投票）数が、有権者（全社員）の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

③ 総代会

- ◆総代会は社員の代表として選出された総代で構成され、株式会社の株主総会に相当する最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項の審議と決議を行います。

総代会傍聴制度

◇社員のみなさまに当社経営に対するご理解を深めていただくために、総代会を傍聴いただける制度を設けています。

◇お申込方法等については、開催日前の一定期間、本社、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。

総代会議事録の閲覧

◇総代会の議事録は、本社、法人部、支社に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。

また、議事内容および質疑応答の要旨は当社ホームページに掲載しています。

総代報告会

◇総代に会社の経営情報を提供するとともに、会社へのご提言等をいただく機会として、原則として毎年12月に総代報告会を開催しています。

④ お客さま懇談会

- ◆ご契約者に当社の事業活動を報告し、ご理解を深めていただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望等を直接伺い、ご契約者の声を経営に反映させることを目的として、お客さま懇談会を全国の支社で毎年開催しています。
- ◆ご契約者から寄せられたご意見・ご要望のうち改善を要するものについては、担当部が対応を検討し、お客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています。
- ◆お申込み方法等については、開催日前の一定期間、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。詳しくは、お近くの支社、営業所等にお問い合わせください。

⑤ 評議員会

- ◆会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。
- ◆評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出されます。なお、評議員数は定款で20名以内と定められています。

⑥ 情報開示

- ◆会社の経営情報をより多くのお客さまにご覧いただけるよう努めています。
- ◆業界に先駆けて1979年から、ディスクロージャー資料を作成しています。保険業法第111条に定める「業務および財産の状況に関する説明書類」として、本社、支社、営業所等に備え置いており、閲覧いただけるようにしています。
- ◆ディスクロージャー資料は当社ホームページ（裏表紙参照）でもご覧いただけます。

相互会社の基金（定款第5条、第6条、第7条、第53条、第56条）

- ◆基金とは、株式会社の資本金に相当する性格を持つ資金で、相互会社における財産的基礎となるものであり、会社清算時には債務の弁済が基金の払戻しに優先されることなどが保険業法に規定されています。
- ◆基金については、1996年以来これまで追加募集（増額）を行って、自己資本の充実による経営基盤の更なる強化と支払能力（ソルベンシー）の一層の向上を図ってきました。
- ◆なお、定款に定める当社の基金の総額（基金償却積立金を含む）は、9,800億円となっています。

M E M O

約款・特約条項

ご契約の内容を記載した、約款および
特約条項を掲載しています。

5年ごと配当付利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)普通保険約款

もくじ

1. 用語の定義について

第1条 用語の定義

2. 通貨について

第2条 通貨

3. 予定利率について

第3条 予定利率

4. 保障の開始について

第4条 保障の開始

第5条 保険証券の発行

5. 保険金・給付金の支払いについて

第6条 災害死亡給付金または死亡給付金の支払い

第7条 災害死亡保険金または死亡保険金の支払い

第8条 保険金および給付金の請求手続き

第9条 保険金および給付金の支払いの場所と時期

第10条 積立金の支払い

6. 保険料について

第11条 保険料の払込み

第12条 保険料払込方法（経路）

第13条 保険金または給付金の支払事由に該当した時に、払い込まれていない保険料がある場合の取扱い

第14条 猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い

7. 社員配当（保険契約者への配当）について

第15条 社員配当金の計算

第16条 社員配当金の支払い

8. 告知義務と重大事由による解除について

第17条 告知義務

第18条 告知義務違反による解除

第19条 保険契約を解除できない場合

第20条 重大事由による解除

9. 解約・無効について

第21条 保険契約の解約

第22条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効

第23条 返戻金の支払い

10. 内容の変更について

第24条 保険料払込方法（回数）の変更

第25条 保険料の減額

第26条 給付金・保険金の減額

第27条 保険契約の内容変更の手続き

11. 保険契約者・死亡保険金受取人の変更などについて

第28条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更

第29条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第30条 死亡保険金受取人の死亡

第31条 保険契約者の変更

第32条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

第33条 保険契約者の連帯責任

第34条 保険契約者の住所等の変更

12. その他

第35条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

第36条 年齢の計算

第37条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

第38条 時効

第39条 法人契約特則の適用

第40条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則

第41条 保険契約の内容変更等の効力

◆別表1 対象となる不慮の事故

◆別表2 対象となる特定感染症

法人契約特則

はじめに

i この保険の特徴

保 険 種 類	終身保険
内 容	死亡に対する保障
保 険 金 の 種 類	第1保険期間 災害死亡給付金、死亡給付金 第2保険期間 災害死亡保険金、死亡保険金
保 険 期 間	終身
配 当 タ イ プ	5年ごと配当（積立配当）
ご 注 意	・この保険は指定通貨建ての保険のため、為替リスクがあります。 ・ご契約から一定期間内に解約された場合などの返戻金を抑制しております。

ii 特約を付加された場合（付加された特約は保険証券に記載されています。）は、特約条項も併せてご参照ください。

この約款をご覧になるにあたって

①②③……の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください。

この備考も、
約款の一部です。

① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第20条 備考

1. 以下の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致①をした場合

① 事故招致の未遂を含みます。

保険金等	事故招致した者
死亡給付金および死亡保険金②	保険契約者 死亡保険金受取人
この保険契約の災害死亡給付金および災害死亡保険金	保険契約者 被保険者 死亡保険金受取人

② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

2. この保険契約の以下の保険金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為③があった場合

③ 詐欺行為の未遂を含みます。

保険金等	詐欺行為を行なった者
死亡給付金、死亡保険金、災害死亡給付金および災害死亡保険金	死亡保険金受取人

3. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
ア. 暴力団、暴力団員④、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の

5年ごと配当付利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)普通保険約款

1 用語の定義について

第1条 用語の定義

この普通保険約款において使用される各号の用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

号	用語	定義
1	積立金	「積立金」とは、当会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
2	第1保険期間	「第1保険期間」とは、契約日から保険料払込期間の末日までの期間です。
3	第2保険期間	「第2保険期間」とは、第1保険期間満了日の翌日から終身の期間です。
4	指定通貨	「指定通貨」とは、第2条第①項の規定により保険契約者が指定した通貨のことをいいます。
5	予定利率計算基準日	「予定利率計算基準日」とは、第2保険期間開始日および第2保険期間開始日から5年ごとの年単位の契約応当日をいいます。ただし、被保険者の年齢が106歳に達した日以後の年単位の契約応当日を除きます。

2 通貨について

第2条 通貨

- ① 保険契約者は、保険契約の締結の際、この保険契約における通貨について、次のいずれかを指定するものとします。ただし、指定できる通貨が、当会社の定めにより、次のうちの一つのみとなることがあります。
 1. アメリカ合衆国通貨（以下、「米ドル」といいます。）
 2. オーストラリア連邦通貨（以下、「豪ドル」といいます。）
- ② 保険料の払込みまたは死亡保険金の支払い等^①、この保険契約にかかる金銭の授受は、すべて指定通貨をもって行ないます^②。ただし、第15条（社員配当金の計算）および第16条（社員配当金の支払い）に定める社員配当金の計算および支払いは、円をもって行ないます。
- ③ 指定通貨の変更は取り扱いません。

第2条 備考

- ① 災害死亡給付金または死亡給付金の支払い（第6条）、災害死亡保険金または死亡保険金の支払い（第7条）、保険料の払込み（第11条）および返戻金の支払い（第23条）などが該当します。
- ② 円入金特約（円建保険料固定型）または円支払特約が附加されている場合、円をもって行なうことがあります。

3 予定利率について

第3条 予定利率

- ① 当会社は、契約日および予定利率計算基準日に予定利率を定め、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します^①。

第3条 備考

- ① 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、最後の予定利率計算基準日における予定利率を、その日以後の期間、適用します。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 予定利率計算基準日に定める予定利率は、第③項に定める指標金利の当会社所定の期間における平均値に最大1.4%を加えた利率を上限とし、最大2.5%を減じた利率を下限とする範囲内で当会社が定めた利率とします。ただし、最低保証予定利率（年0.25%）を下回ることはありません。
- ③ 第②項の予定利率の計算基礎となる指標金利は、指定通貨に応じて、次のとおりとします。

指定通貨	指標金利
米ドル	残存期間が6カ月のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値
豪ドル	残存期間が1年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値

- ④ 第③項の規定にかかわらず、当会社は将来の金融情勢の変化により第③項に定める国債の流通利回りが算出されなくなったときなど第③項に定める国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知することとします。
- ⑤ 当会社は、予定利率計算基準日に定めた予定利率を、遅滞なく保険契約者に通知します。

4 保障の開始について

第4条 保障の開始

- ① 当会社が保険契約の申込みを承諾した場合、この保険契約の保障が開始する時（責任開始時）は、保険契約の申込みを受けた時または告知（第17条）の時のいずれか遅い時とします。
- ② 第①項の保障が開始する時の属する月の翌月1日を契約日とします。

第5条 保険証券の発行

- ① 当会社は、保険契約の申込みを承諾したときには、保険証券を発行します。
- ② 保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、第4条第②項に定める契約日を記載します。

5 保険金・給付金の支払いについて

第6条 災害死亡給付金または死亡給付金の支払い

① 当会社は、次表に定めるところによって災害死亡給付金または死亡給付金を支払います。

種類	支払事由 (給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても 給付金を支払わない場合)
災害死亡給付金	1. 被保険者が、次のアおよびイのいずれも満たし、責任開始時 ^① から第1保険期間満了時まで死亡したとき ^② ア. 責任開始時以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として死亡したこと ^③ イ. その事故の日から180日以内に死亡したこと 2. 被保険者が、責任開始時以後に発病した特定感染症 ^④ (別表2)を直接の原因として ^⑤ 、責任開始時から第1保険期間の満了時まで死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金額の1.1倍	死亡保険金受取人 ^⑤	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑥ 8. 戦争その他の変乱 ^⑦
死亡給付金	被保険者が責任開始時 ^① から第1保険期間の満了時まで死亡した場合 ^② で、かつ、災害死亡給付金が支払われないとき ^⑦	被保険者が死亡した日における積立金額		次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 責任開始時の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱 ^⑦



「対象となる不慮の事故(別表1)」「対象となる特定感染症(別表2)」
この約款の末尾に掲載しています

② 給付金の支払いにあたっては、第①項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、アまたはイに該当するときには、それぞれ以下のとおり取り扱います。
 ア. 災害死亡給付金または死亡給付金の支払事由に該当した場合で、かつ、死亡保険金受取人のうちの一部の者が故意により被保険者を死亡させたとき

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第6条 備考

① 第4条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。

② 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

③ たとえば、死亡した日が責任開始時以後であったとしても、その死亡の直接の原因が、次の各号のいずれかの場合は支払事由には該当しません。
 (1) 責任開始時より前に発生した不慮の事故による傷害
 (2) 責任開始時より前に発病した特定感染症

④ 「発病した特定感染症」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
 (1) 被保険者または保険契約者が、その特定感染症の症状を自覚または認識した時
 (2) 被保険者が、その特定感染症について医師の診察を受けた時
 (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

⑤ 災害死亡給付金および死亡給付金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。

⑥ 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑦ 災害死亡給付金の支払事由には該当したが、災害死亡給付金の免責事由に該当したことによって災害死亡給付金が支払われない場合を含みます。

a	災害死亡給付金または死亡給付金のうち、故意により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人（以下、本号において、「故意により死亡させた受取人」といいます。）の受取割合分について	故意により死亡させた受取人には支払いません。 また、故意により死亡させた受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金を保険契約者に支払います。
b	災害死亡給付金または死亡給付金のうち、aによって支払われない分を除いた残額について	故意により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

第6条 備考

イ. 災害死亡給付金の支払事由に該当した場合で、かつ、死亡保険金受取人のうちの一部の者が重大な過失により被保険者を死亡させたとき

a	災害死亡給付金のうち、重大な過失により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人（以下、本号において、「重過失により死亡させた受取人」といいます。）の受取割合分について	重過失により死亡させた受取人には支払いせん ^⑧ 。
b	災害死亡給付金のうち、aによって支払われない分を除いた残額について	重過失により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

⑧ この場合、死亡給付金のうち重過失により死亡させた受取人の受取割合分を当該受取人に支払います。

2. 被保険者が責任開始時^①の属する日から契約日の前日までの間に、災害死亡給付金または死亡給付金の支払事由に該当し、かつ、その給付金が支払われることとなった場合には、当会社は、責任開始時の属する日を契約日とみなして、災害死亡給付金または死亡給付金を死亡保険金受取人に支払います。この場合、期間の計算および年齢の計算は、責任開始時の属する日を基準として再計算します。
3. 被保険者が、責任開始時^①前に発生した不慮の事故による傷害または発病した特定感染症を直接の原因として責任開始時以後に死亡した場合でも、保険契約の締結の際の告知等により、当会社が、その不慮の事故による傷害の発生もしくは特定感染症の発病を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その不慮の事故による傷害または特定感染症は、責任開始時以後に発生または発病したものとみなします。

① 第4条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第7条 災害死亡保険金または死亡保険金の支払い

① 当会社は、次表に定めるところによって災害死亡保険金または死亡保険金を支払います。

種類	支払事由 (保険金を支払う場合)	保険金額	受取人	免責事由 (「支払事由」に該当しても 保険金を支払わない場合)
災害死亡保険金	1. 被保険者が、次のアおよびイのいずれも満たし、第2保険期間中に死亡したとき① ア. 責任開始時②以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として死亡したこと③ イ. その事故の日から180日以内に死亡したこと 2. 被保険者が、責任開始時以後に発病した特定感染症④(別表2)を直接の原因として⑤、第2保険期間中に死亡したとき	死亡した日における第②項に規定する死亡保険金額の1.1倍	死亡保険金受取人⑤	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波⑥ 8. 戦争その他の変乱⑥
死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡した場合①で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき⑦	死亡した日における第②項に規定する死亡保険金額		次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 2. 戦争その他の変乱⑥

➡ 「対象となる不慮の事故(別表1)」「対象となる特定感染症(別表2)」この約款の末尾に掲載しています

- ② 各予定利率計算基準日における死亡保険金額は、次の各号に基づき計算される金額⑧とします。なお、この死亡保険金額は、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの死亡保険金額とします⑨。
1. 当該予定利率計算基準日における積立金額
 2. 当該予定利率計算基準日の予定利率。なお、当該予定利率は直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用され、それ以後は最低保証予定利率が適用されるものとして本項の計算をします⑩。
 3. 指定通貨
 4. 当該予定利率計算基準日における被保険者の年齢および性別
- ③ 当会社は、第②項に規定する死亡保険金額を、各予定利率計算基準日後、遅滞なく保険契約者に通知します。
- ④ 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、アまたはイに該当するときには、それぞれ以下のとおり取り扱います。
- ア. 災害死亡保険金または死亡保険金の支払事由に該当した場合で、かつ、死亡保

第7条 備考

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。
- ② 第4条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。
- ③ たとえば、死亡した日が責任開始時以後であったとしても、その死亡の直接の原因が、次の各号のいずれかの場合は支払事由には該当しません。
(1) 責任開始時より前に発生した不慮の事故による傷害
(2) 責任開始時より前に発病した特定感染症
- ④ 「発病した特定感染症」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
(1) 被保険者または保険契約者が、その特定感染症の症状を自覚または認識した時
(2) 被保険者が、その特定感染症について医師の診察を受けた時
(3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時
- ⑤ 災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ⑥ 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当会社は、その影響の程度に応じ、保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑦ 災害死亡保険金の支払事由には該当したが、災害死亡保険金の免責事由に該当したことによって災害死亡保険金が支払われない場合を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

⑧ ⑨ ⑩ は次のページにあります。

險金受取人のうちの一部の者が故意により被保険者を死亡させたとき

a	災害死亡保険金または死亡保険金のうち、故意により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人（以下、本号において、「故意により死亡させた受取人」といいます。）の受取割合分について	故意により死亡させた受取人には支払いません。 また、故意により死亡させた受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金を保険契約者に支払います。
b	災害死亡保険金または死亡保険金のうち、aによって支払われない分を除いた残額について	故意により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

イ. 災害死亡保険金の支払事由に該当した場合で、かつ、死亡保険金受取人のうちの一部の者が重大な過失により被保険者を死亡させたとき

a	災害死亡保険金のうち、重大な過失により被保険者を死亡させた死亡保険金受取人（以下、本号において、「重過失により死亡させた受取人」といいます。）の受取割合分について	重過失により死亡させた受取人には支払いません ^⑩ 。
b	災害死亡保険金のうち、aによって支払われない分を除いた残額について	重過失により死亡させた受取人以外の死亡保険金受取人に、それぞれの受取割合に応じて支払います。

- ⑤ 被保険者が、責任開始時^②前に発病した特定感染症を直接の原因として責任開始時以後に死亡した場合でも、保険契約の締結の際の告知等により、当社が、その特定感染症の発病を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その特定感染症は、責任開始時以後に発病したものとみなします。

第8条 保険金および給付金の請求手続き

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人は、保険金または給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当社に通知してください。
- ② 死亡保険金受取人は、保険金または給付金の支払事由が発生したときには、すみやかに当社の定める書類^①を提出して保険金または給付金を請求してください。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第9条 保険金および給付金の支払いの場所と時期

- ① 保険金および給付金は、第8条第②項に定める請求書類が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本社で支払います。この請求書類が当社に到達した日を、当社が請求を受けた日（以下「請求日」といいます。）とします。
- ② 保険金および給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までには当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認^①を行いません。この場合には、第①項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

第7条 備考

- ⑧ 予定利率計算基準日に計算された死亡保険金額は、その直前の死亡保険金額を下回ることはありません。
- ⑨ 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、最後の予定利率計算基準日に計算した死亡保険金額を、その日以後の期間の死亡保険金額とします。
- ⑩ 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、最後の予定利率計算基準日の予定利率を、その日以後の期間適用するものとして計算します。
- ⑪ この場合、死亡保険金のうち重過失により死亡させた受取人の受取割合分を当該受取人に支払います。

- ② 第4条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

第8条 備考

- ① 当社所定の保険金または給付金の請求書、請求権者であることを証明する書類（死亡保険金受取人の印鑑証明書等）、保険金または給付金の支払事由が生じたことを証する書類（医師による診断書等）、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第9条 備考

- ① 当社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

号	確認が必要な場合	確認する事項
1	保険金および給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第 6 条（災害死亡給付金または死亡給付金の支払い）、または第 7 条（災害死亡保険金または死亡保険金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2	保険金または給付金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金または給付金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次のア～エの事項 ア. 第 2 号および第 3 号に定める事項 イ. 第 20 条（重大事由による解除）第 ① 項第 3 号アからオまでに該当する事実の有無 ウ. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までにおける事実 エ. 死亡保険金受取人の保険金または給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までにおける事実

第 9 条 備考

③ 第②項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第①項および第②項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数^②を経過する日とします。

② 第 1 号から第 4 号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

号	確認する事項	特別な照会や調査の内容	日数
1	第②項第 2 号から第 4 号に定める事項	弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会 その他の法令にもとづく照会	180日
2	第②項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
3	第②項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項	保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第②項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
4	第②項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

④ 第②項および第③項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^③は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

③ 当会社の指定した医師による必要な診断および当会社指定の検査に応じなかったときを含みます。

⑤ 第②項または第③項の確認を行なう場合には、当会社は、保険金または給付金を請求した者に、その旨を通知します。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第10条 積立金の支払い

- ① 次のいずれかの事由によって死亡給付金または死亡保険金を支払わない場合には、当会社は、保険契約の積立金を保険契約者に支払います。
1. 責任開始時^①の属する日から、3年以内における被保険者の自殺
 2. 死亡保険金受取人^②の故意
 3. 戦争その他の変乱
- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、積立金を請求してください。
- ③ 積立金の支払いの場所と時期については、第9条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第10条 備考

- ① 第4条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ② 死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除きます。

6 保険料について

第11条 保険料の払込み

- ① 保険契約者は、保険料払込期間中、保険料払込方法（経路）（第12条）にしたがい、次表の保険料期間に対応する保険料を払込期月内に払い込んでください。

保険料 払込方法 (回数)	保険料	保険料期間 (払い込まれた保険料が 充当される期間)	払込期月 (各保険料の払い込みを 要する期間)
新年掛 (年1回)	第1回保険料	契約日から、契約日の属する年の翌年の年単位の契約応当日の前日まで	契約日の属する月の1日から末日までの期間
	第2回以後の保険料	年単位の契約応当日から、次の年単位の契約応当日の前日まで	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間
月掛 (年12回)	第1回保険料	契約日から、契約日の属する月の翌月の月単位の契約応当日の前日まで	契約日の属する月の1日から末日までの期間
	第2回以後の保険料	月単位の契約応当日から、次の月単位の契約応当日の前日まで	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間

- ② 保険料の払込の猶予期間は次表のとおりとします。

保険料	猶予期間
第1回保険料	第①項に定める払込期月の翌月1日から末日まで
第2回以後の保険料	第①項に定める払込期月の翌月1日から翌々月の末日まで

- ③ 払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、保険契約が消滅したときには、その払い込まれた保険料は払い戻しません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第12条 保険料払込方法（経路）

① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。

保険料払込方法（経路）	
店頭扱い	当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
口座振替扱い ^①	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

② 保険契約者は、第2回以後の保険料の保険料払込方法（経路）を変更することができます。

③ 保険料払込方法（経路）が口座振替扱いとなっている場合に、口座振替扱いによって保険料を払い込むことができなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を店頭扱いに変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条 備考

① 口座振替扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

第13条 保険金または給付金の支払事由に該当した時に、払い込まれていない保険料がある場合の取扱い

保険金または給付金の支払事由に該当した時において、すでに到来している保険料期間（第11条第①項）^①に対応する保険料が払い込まれていない場合は、当会社は、保険金または給付金からその払い込まれていない保険料を差し引いた残額を支払います。

第13条 備考

① 保険料期間の初日（各月の1日）が到来しているものをいいます。

第14条 猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い

① 保険料がその払込期月（第11条第①項）内に払い込まなかった場合、当会社は、次の各号に定める事項を保険契約者に通知します。

1. 猶予期間（第11条第②項）の満了日までに保険料の払込みを要すること
2. 猶予期間の満了日までに保険料が払い込まなければ猶予期間の満了日の翌日に保険契約が解除となること

② 保険料が払い込まれないまま、その猶予期間（第11条第②項）が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって解除となります。

③ 第②項の場合、保険契約者は、返戻金（第23条）があるときはこれを請求することができます。

7 社員配当（保険契約者への配当）について

第15条 社員配当金の計算

当会社は、毎事業年度末に、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、支払うべき社員配当金を計算します。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第16条 社員配当金の支払い

第16条 備考

① 当会社は、社員配当金を次表のとおり支払います。この場合、第3号に該当する保険契約については、第2号に該当する保険契約より下回る金額とします。

号	対象となる保険契約	支払いの方法
1	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に契約日①から5年ごとの年単位の契約応当日（保険料払込期間の満了日の翌日を含みます。以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来しその日に継続している保険契約。ただし、保険料払込中の保険契約については、その契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。	社員配当金の計算を行なった次の事業年度の5年ごと応当日から、当会社の定める率の利息を付けて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときにその元利合計額を現金で支払います。
2	契約日①から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に発生した保険金または給付金の支払事由により保険金または給付金を支払うべき保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に発生した保険金または給付金の支払事由により保険金または給付金を支払うべき保険契約は除きます。	現金で支払います。
3	契約日①から2年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に第2号以外の事由により消滅した保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に消滅した保険契約は除きます。	

① 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間の満了日の翌日とします。

- ② 当会社は、第①項に定める社員配当金とは別に、契約日から所定の年数を経過した保険契約に対して、社員配当金を支払うことがあります。
- ③ 社員配当金は、保険契約者②に支払います。
- ④ 社員配当金の受取人は、当会社の定める書類を提出して、社員配当金を請求してください。
- ⑤ 社員配当金の支払いの場所と時期については、第9条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。

② 保険金または給付金を支払う場合には死亡保険金受取人とします。



「当会社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

8 告知義務と重大事由による解除について

第17条 告知義務

第17条 備考

当会社が、保険契約の締結の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者①は、その書面で告知してください。

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第18条 告知義務違反による解除

- ① 保険契約者または被保険者^❶が、故意または重大な過失によって、第17条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 当会社は、給付金の支払事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払いません。また、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めます。ただし、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、給付金を支払います。
- ③ 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 死亡保険金受取人に解除の通知を行なうときには、当会社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡保険金受取人に対してもその効力を有するものとしします。
- ⑤ 当会社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第23条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

第18条 備考

- ❶ 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

第19条 保険契約を解除できない場合

- ① 当会社は、次のいずれかの場合には、第18条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
 1. 当会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者^❶が告知（第17条）をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者^❶に対し、告知（第17条）をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当会社が、保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき
 5. 保険契約が責任開始時^❷の属する日から2年をこえて有効に継続したとき
- ② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者^❶が、第17条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

第19条 備考

- ❶ 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

- ❷ 第4条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

第20条 重大事由による解除

① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 以下の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致^{きしよ}①をした場合

保険金等	事故招致した者
死亡給付金および死亡保険金②	保険契約者 死亡保険金受取人
この保険契約の災害死亡給付金および災害死亡保険金	保険契約者 被保険者 死亡保険金受取人

2. この保険契約の以下の保険金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為^{さぎ}③があった場合

保険金等	詐欺行為を行なった者
死亡給付金、死亡保険金、災害死亡給付金および災害死亡保険金	死亡保険金受取人

3. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
ア. 暴力団、暴力団員④、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

4. 次のアまたはイなどにより、当社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

ア. 他の保険契約が重大事由により解除されること

イ. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

- ② 当社は、保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金または給付金⑤の支払いをしません。また、この場合に、すでに保険金または給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。

- ③ 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。

- ④ 死亡保険金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡保険金受取人に対してもその効力を有するものとしします。

- ⑤ 当社は、この保険契約を解除した場合に、返戻金（第23条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

第20条 備考

- ① 事故招致の未遂を含みます。

- ② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

- ③ 詐欺行為の未遂を含みます。

- ④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

- ⑤ 第①項第3号のみに該当した場合で、第①項第3号アからオまでに該当した者が、死亡保険金受取人のみであり、その受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

⑥ 第⑤項の規定にかかわらず、当会社は、第①項第3号の規定によりこの保険契約を解除した場合で、保険金または給付金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金または給付金に対応する部分については第⑤項の規定を適用し、その部分の返戻金（第23条）を保険契約者に支払います。

9 解約・無効について

第21条 保険契約の解約

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、当会社は、返戻金（第23条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 保険契約者は、保険契約を解約する場合には、当会社の定める書類を提出してください。

➡ 「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第22条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効

- ① 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺により保険契約を締結したときには、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第23条 返戻金の支払い

- ① 保険契約が解約または解除された場合の返戻金は、次のとおりとします。

解約等の時期	取扱い								
第 1 保険期間中	保険料が払い込まれた年月数により計算した金額に、契約日から解約または解除された日までの経過期間に応じて、以下の割合を乗じた金額とします。								
	<table><tr><th>経過期間</th><th>乗じる割合</th></tr><tr><td>10年未満</td><td>7割</td></tr><tr><td>10年以上 15年未満^②</td><td>$\left(7 + \left(3 \times \frac{\text{経過月数}^{\text{①}} - 120}{60}\right)\right)$ 割</td></tr><tr><td>15年以上^③</td><td>10割</td></tr></table>	経過期間	乗じる割合	10年未満	7割	10年以上 15年未満 ^②	$\left(7 + \left(3 \times \frac{\text{経過月数}^{\text{①}} - 120}{60}\right)\right)$ 割	15年以上 ^③	10割
	経過期間	乗じる割合							
	10年未満	7割							
	10年以上 15年未満 ^②	$\left(7 + \left(3 \times \frac{\text{経過月数}^{\text{①}} - 120}{60}\right)\right)$ 割							
15年以上 ^③	10割								
第 2 保険期間中 ^④	経過した年月数により計算します。								

- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください^⑤。ただし、当会社が書類の提出を免除すると認めた場合は、この限りではありません。
- ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、第9条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。この場合、第②項の規定により当会社が書類の提出を免除すると認めたときは、「請求書類が当会社へ到達した日」を「当会社の定める方法により返戻金を請求する意思表示が当会社へ到達した日」と読み替えます。

第23条 備考

- ① すでに到来している保険料期間に対する保険料のうち、払い込まれていない保険料がある場合は、保険料が払い込まれた月数とします。
- ② 10年経過後でも10年経過前の期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は10年未満として取り扱います。
- ③ 15年経過後でも15年経過前の期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は15年未満として取り扱います。
- ④ 第2 保険期間中でも払い込まれていない保険料がある場合は第1 保険期間中として取り扱います。
- ⑤ 第40条第②項の規定により、当会社は、返戻金に関する請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

④ 第14条第②項の規定によってこの保険契約が解除された場合で、保険契約者から、解除された日^⑥の属する月の翌月の末日までに返戻金の請求がないとき^⑦には、次のとおり取扱います。

1. 次のアからウまでのいずれも満たすときは、解除された日の属する月の翌々月の1日^⑧に保険契約者から返戻金の請求があったものとみなして^⑨、第③項に規定される返戻金の支払いの場所に関する定めにかかわらず、当社は、保険契約者名義の預貯金口座（本号イのaまたはbに規定される預貯金口座）への振込みによって返戻金を支払います^⑩。

ア. この保険契約に円支払特約が付加されていること

イ. 次のいずれかの預貯金口座があること

a. 保険契約者から返戻金の振込先として指定された預貯金口座

b. この保険契約の保険料を「口座振替扱い」により払い込んでいた場合に、その振替口座として使用していた保険契約者名義の預貯金口座

ウ. その他当社の定めた基準を満たすこと

2. 第1号に該当しない場合、保険契約者は、当社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください^⑪。この場合、返戻金の支払いの場所と時期については、第9条（保険金および給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

10 内容の変更について

第24条 保険料払込方法（回数）の変更

保険契約者は、第1保険期間中に、当社の定める取扱いの範囲内で、保険料払込方法（回数）（第11条第①項）を変更することができます。

第25条 保険料の減額

保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、第1保険期間中における将来の保険料を減額することができます。ただし、当社は、減額後の保険料が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

第26条 給付金・保険金の減額

- ① 当社は、第1保険期間中の給付金の減額は取り扱いません。
- ② 保険契約者は、第2保険期間中、保険金を減額することができます。ただし、当社は、減額後の保険金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- ③ 保険金が減額された場合には、保険契約は減額分だけ解約されたものとして取扱います。この場合、当社は、返戻金（第23条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

第27条 保険契約の内容変更の手続き

次の内容変更をする場合には、保険契約者は、当社の定める書類を提出してください。

1. 第24条（保険料払込方法（回数）の変更）
2. 第25条（保険料の減額）
3. 第26条（給付金・保険金の減額）



「当社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第23条 備考

⑥ 第14条第②項の規定により、猶予期間の満了日の翌日となります。

⑦ 返戻金の請求書類が当社の到達しなかったことをいいます。なお、書類の提出を免除した場合の、当社の定める方法による返戻金を請求する意思表示がなかったことも含みます。

⑧ その日が、当社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当社の営業日である日とします。

⑨ 第②項に定める書類の提出を受けずに、返戻金の請求があったものとみなします。

⑩ 円支払特約条項第7条の規定により円で支払います。

⑪ 円支払特約が付加されている場合は、円支払特約条項第7条の規定により円で支払います。

11 保険契約者・死亡保険金受取人の変更などについて

第28条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更

- ① 保険契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金または給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第29条 遺言による死亡保険金受取人の変更

- ① 第28条に定めるほか、保険契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人が第③項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。

第30条 死亡保険金受取人の死亡

- ① 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第31条 保険契約者の変更

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第32条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

- ① 保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとします。
- ② 第①項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても

効力を有するものとします。

- ③ 第①項および第②項の規定は、死亡保険金受取人またはその相続人が2人以上ある保険契約において、それらの者が保険金および給付金を請求する場合に準用します。

第33条 保険契約者の連帯責任

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

第34条 保険契約者の住所等の変更

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、直ちに当会社の本社または当会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が第①項の通知をしなかったときには、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

12 その他

第35条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 死亡保険金受取人は、第②項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由が生じ、当会社がその保険金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

第36条 年齢の計算

- ① 契約日における被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第37条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

- ① 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当会社の契約する年齢の範囲外有的时候には、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときには当会社の定める方法により実際の年齢に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。なお、取り消した場合には、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- ② 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により実際の性別に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。

第38条 時効

保険金、給付金、返戻金、積立金または社員配当金を請求する権利は、これらを行使用することができる時から3年間行使しない場合には、時効によって消滅します。

第39条 法人契約特則の適用

保険契約者または死亡保険金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。）である場合には、法人契約特則を適用します。

第40条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則

- ① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法^①により、保険契約の申込みおよび告知をすることができるものとします。
- ② 第①項のほか、当会社は、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が当会社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法^①により提出することを認めることがあります。

第40条 備考

- ① 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

第41条 保険契約の内容変更等の効力

- ① 第31条（保険契約者の変更）に規定する手続きの承諾の効力は、当会社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
- ② 第31条（保険契約者の変更）に規定する手続きの請求は、請求後に保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。

（平成31年2月2日実施）
（令和2年5月2日改正）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 ^① （W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮 ^{でき} の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49） ^{②③}	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^④	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

① 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

② 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

③ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、以下の1および2をいいます。

1. 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のもの（分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。）

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

2. 世界保健機関（WHO）による「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」（2019年版）に定められた分類項目中下記のもの

分類項目	基本分類コード
COVID-19（注）	U07.1

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるものに限ります。）をいいます。

法人契約特則

第1条 特則の内容

この特則は、保険契約者または死亡保険金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体等」といいます。）である場合の特別な取扱いについて定めたものです。

第2条 保険金および給付金の請求手続き

団体等を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体等から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出して保険金または給付金を請求してください。ただし、遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人についての書類で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者が請求内容について確認した書類
2. 団体等が保険金または給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払ったことを証する書類
3. 団体等が前2号の被保険者または死亡退職金等の受給者について本人であることを確認した書類

第3条 保険金または給付金を支払わない場合

保険金または給付金の支払事由が発生した場合に、保険契約者または死亡保険金受取人である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とし、以下同じ。）に故意または重大な過失があるときは、これを保険契約者または死亡保険金受取人である法人の故意または重大な過失とみなし、普通保険約款の保険金または給付金を支払わない場合の規定を適用します。

第4条 保険契約者の告知義務

保険契約の締結の際、それぞれの申込書または請求書にその法人の代表者として記名・押印した者またはその法人の役職員で保険契約者としての法人の職務を代行する権限を与えられている者が行なう告知は、普通保険約款に定める保険契約者の告知とみなします。

円入金特約（円建保険料固定型）特約条項

この特約の内容

指定通貨建保険契約の保険料の払込みについて、指定通貨での払込みに代えて、円での払込みを行なうことについて定めたものです。

第1条 用語の定義

この円入金特約（円建保険料固定型）特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。

第2条 特約の締結

この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

第3条 特約の適用

この特約を主契約に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- 主契約における保険料は、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、指定通貨建てではなく、円建てとします。
- 払い込まれた円の保険料は、主約款に規定する保険料の払込期月の前月末日^①における当会社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算します。
- 主契約の積立金は、第2号の規定により保険料を指定通貨に換算した金額によって計算します。
- 保険金または給付金の支払事由に該当した場合に、主約款の規定により、保険金または給付金から払い込まれていない保険料を差し引いた残額を支払うときには、差し引く未払込保険料は、それらの払込期月の前月末日^①における当会社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算して計算した金額とします。
- 第2号および第4号の当会社所定の為替レートは、保険料の払込期月の前月末日^①における当会社が指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）^②を上回ることはありません。

第3条 備考

① その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直前の当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。

② 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

第4条 特約の解約

この特約のみの解約はできません。

（平成31年2月2日実施）

円支払特約条項

この特約の内容

指定通貨建保険契約の指定通貨建ての死亡保険金や返戻金等について、円での支払いを行なうことについて定めたものです。

第1条 用語の定義

この円支払特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。

第2条 特約の締結

この特約は、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します^①。

第3条 死亡保険金等を支払う場合の取扱い

- ① 死亡保険金等^①の請求に際して、死亡保険金等の受取人から申出があり、かつ、当社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡保険金等を円により支払います。
- ② 第①項の場合、請求書類が当社に到達した日^②における当社所定の為替レートを用いて死亡保険金等^①を円に換算します。
- ③ 第②項の当社所定の為替レートは、請求書類が当社に到達した日^②における当社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^③を下回ることはありません。
- ④ 主約款の規定により積立金^④が保険契約者に支払われる場合で、保険契約者から申出があったときは、第①項から第③項までの規定を準用して、積立金を円により支払います。

第4条 満期保険金等を支払う場合の取扱い

- ① 満期保険金等^①の請求に際して、満期保険金等の受取人から申出があり、かつ、当社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、満期保険金等を円により支払います。
- ② 第①項の場合、主契約の満期保険金等^①の支払事由発生日^②または請求書類が当社に到達した日のいずれか遅い日^③における当社所定の為替レートを用いて満期保険金等を円に換算します。
- ③ 第②項の当社所定の為替レートは、主契約の満期保険金等^①の支払事由発生日^②または請求書類が当社に到達した日のいずれか遅い日^③における当社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^④を下回ることはありません。

第2条 備考

- ① 保険金等の支払事由の発生後は、その受取人の申出によって、締結します。

第3条 備考

- ① 死亡保険金等とは、主契約の死亡保険金、災害死亡保険金、死亡給付金、災害死亡給付金および介護保険金をいいます。
- ② その日が、当社が指定する金融機関の休業日または当社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当社が指定する金融機関の営業日かつ当社の営業日である日とします。
- ③ 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ④ 当社の定める方法によって計算される主契約に対する責任準備金のことをいいます。

第4条 備考

- ① 満期保険金等とは、主契約の満期保険金、生存給付金および定期支払金をいいます。
- ② 満期保険金については主契約の保険期間満了日、生存給付金および定期支払金については、支払事由発生日をいいます。
- ③ その日が、当社が指定する金融機関の休業日または当社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当社が指定する金融機関の営業日かつ当社の営業日である日とします。
- ④ 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第5条 返戻金を支払う場合の取扱い

- ① 返戻金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、当会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、返戻金を円により支払います。
- ② 第①項の場合、請求書類が当会社に到達した日^{①②}における当会社所定の為替レートを用いて返戻金を円に換算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、主約款の「保険金の受取人による保険契約の存続」または「死亡保険金受取人による保険契約の存続」の規定に定める契約の解約においては、債権者等からの申出があり、かつ、当会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、返戻金を円により支払います。この場合には、解約の効力が生じる日^②における当会社所定の為替レートを用いて返戻金を円に換算します。
- ④ 第②項に定める当会社所定の為替レートは、請求書類が当会社に到達した日^{①②}、第③項に定める当会社所定の為替レートは、解約の効力が生じた日^②における当会社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^③を下回ることはありません。

第5条 備考

- ① 当会社が書類の提出を免除した場合は、当会社の定める方法により返戻金を請求する意思表示が当会社に到達した日とします。
- ② その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。
- ③ 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

第6条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第7条 5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）の猶予期間満了に伴う解除をする場合の特則

この特約を5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）に付加した場合で、主約款第23条第④項の規定により当会社が返戻金を支払うときは、次に定めるところによります。

1. 主約款の通貨に関する規定（主約款第2条第②項）にかかわらず、返戻金を円により支払います。
2. 第5条を次のとおり読み替えます。

第5条 返戻金を支払う場合の取扱い

- ① 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、返戻金を円により支払います。
- ② 第①項の場合、解除された日の属する月の翌々月の1日^①における当会社所定の為替レートを用いて返戻金を円に換算します。
- ③ 第②項に定める当会社所定の為替レートは、解除された日の属する月の翌々月の1日^①における当会社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^③を下回ることはありません。

第5条(読み替え後) 備考

- ① その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。
- ② 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

第8条 特約の内容変更等の効力

- ① 次の手続きの承諾の効力は、当会社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
 1. 第3条（死亡保険金等を支払う場合の取扱い）
 2. 第4条（満期保険金等を支払う場合の取扱い）
 3. 第5条（返戻金を支払う場合の取扱い）
- ② 第①項各号の手続きの請求は、請求後に保険契約者もしくは保険金等の受取人が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

においても、効力を有するものとします。

第9条 生存給付金円建上限額を指定する場合の特則

- ① 保険契約者は、以下の主契約で、保険契約の型がⅡ型（生存給付金あり型）である保険契約の締結の際、当会社の承諾を得て、第②項第2号に定める円建上限額を指定することができます。円建上限額を指定する場合、この特則が適用されます。
- 5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[A] 契約
 - 5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[B] 契約
- ② この特則が適用された場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、次に定めるところによります。
- 生存給付金は、円により支払うこととします。
 - 保険契約者は、主契約の締結の際、当会社の定める範囲内で、生存給付金の支払金額の上限額を設定してください（以下、設定された金額を、「円建上限額」といいます。）。なお、主約款の「基本保険金額の減額」に関する規定により、基本保険金額を減額した場合、円建上限額もその割合に応じて減額されるものとします。
 - 主約款第1条第9号を次のとおりに読み替えます。

号	用語	定義
9	積立金	「積立金」とは、当会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金 ^⑨ のことをいいます。

4. 第4条を次のとおり読み替えます。

第4条 生存給付金を支払う場合の取扱い

- ① 生存給付金の請求に際しては、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、生存給付金を円により支払います。
- ② 主約款に規定する生存給付金基準額^①および第④項に規定する繰越準備金額の合計を、生存給付金支払日^{②③}における当会社所定の為替レートを用いて円に換算します（以下、この金額を、「円換算額」といいます。）。
- ③ 当会社は、主約款に定める生存給付金の支払金額の規定にかかわらず、次表の各号に定める金額を支払います。

号	支払金額
1	円換算額が円建上限額超の場合
2	円換算額が円建上限額以下の場合

- ④ 第③項第1号の場合、円換算額から円建上限額を差し引いた金額は、次表の各号のとおり取り扱います。

号	円換算額から円建上限額を差し引いた金額の取扱い
1	最終回以外の生存給付金を支払う場合 生存給付金支払日 ^{②③} における当会社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算した金額を、繰越準備金として当該生存給付金支払日から当会社の定める率の利息を付けて積み立てます。
2	最終回の生存給付金を支払う場合 保険契約者に支払います。

- ⑤ 第④項第2号の規定により、保険契約者に円換算額から円建上限額を差し引いた金額を支払う場合は、保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、円換算

第1条(読み替え後) 備考

- ③ 円支払特約条項の生存給付金円建上限額を指定する場合の特則における繰越準備金は含まれません。

第4条(読み替え後) 備考

- ① 第1回の生存給付金については、第1回の生存給付金を支払う際に付利される主約款に規定する当会社の定める利息を含めた金額とします。
- ② 第1回の生存給付金については、主契約の契約日とします。
- ③ その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直前の当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

額から円建上限額を差し引いた金額を請求してください。この場合、主約款の「保険金等の支払いの場所と時期」に関する規定を準用します。

- ⑥ 第⑤項にかかわらず、次のいずれも満たす場合は、円換算額から円建上限額を差し引いた金額は、最終回の生存給付金における生存給付金支払日^③に保険契約者から請求があったものとして、保険契約者名義の預貯金口座（本号アに規定される口座）への振込みによって支払います。

ア. 保険契約者から円換算額から円建上限額を差し引いた金額の振込先として指定された預貯金口座があること

イ. その他当会社の定めた基準を満たすこと

- ⑦ 第②項および第④項の当会社所定の為替レートは、生存給付金支払日^{②③}における当会社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^④を下回ることはありません。

- ⑧ 主契約が消滅する場合で、繰越準備金があるときは、次表の各号のとおり取り扱います。

号		繰越準備金の取扱い
1	被保険者が死亡した場合で、死亡保険金を支払うとき	主約款に規定する死亡保険金と合わせて、死亡日における繰越準備金額を死亡保険金受取人に支払います ^⑥ 。
2	被保険者が死亡した場合で、主約款の規定により積立金 ^⑤ を支払うとき	主約款に規定する積立金と合わせて、死亡日における繰越準備金額を保険契約者に支払います ^⑥ 。
3	解約等により返戻金を支払う場合	主約款に規定する返戻金と合わせて、解約等の日における繰越準備金額を保険契約者に支払います ^⑥ 。

第4条(読み替え後) 備考

③ その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直前の当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。

② 第1回の生存給付金については、主契約の契約日とします。

④ 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

⑥ 合わせて支払う死亡保険金、積立金または返戻金と同じ通貨で支払います。

⑤ 第②項第3号で読み替えた主契約に対する責任準備金のことをいいます。

(平成29年8月1日実施)
(令和5年10月1日改正)

保険契約者代理特約条項

この特約の内容

主たる保険契約の保険契約者が、所定の手続きを行なうことができない特別な事情がある場合に、保険契約者に代わってあらかじめ指定した保険契約者代理人が手続きを行なうための取扱いについて定めたものです。

第1条 用語の定義

この保険契約者代理特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
被保険者	この特約が付加される主契約の被保険者のことをいいます。
保険契約者代理人	第6条第①項に定める者
保険金等	保険金、給付金および年金などのことをいいます。

第2条 特約の付加

この特約は、主契約の締結の際または主契約の締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、当会社の承諾を得ることを要します。ただし、保険契約者が会社、官公署等の団体^①である場合は、この特約を付加することができません。

第2条 備考

① 団体の代表者を含みます。

第3条 保険契約者代理人の指定および変更

- ① 保険契約者は、この特約を付加する際に、保険契約者代理人^①を指定するものとします。
- ② 保険契約者は、第①項の規定により指定した保険契約者代理人を変更することができます。この場合、当会社の承諾を得ることを要します。

第3条 備考

① 保険契約者代理人は1人とします。

第4条 保険契約者代理人による代理可能な手続き

保険契約者代理人が行なうことのできる代理可能な手続きは、次の各号の手続きとします。

1. 主約款および特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続き。ただし、次の手続きは除きます。
 - ア. 告知を要する手続き。ただし、保険契約者と被保険者が同一人でない場合の保険契約の復活手続きは、代理可能な手続きに含まれます。
 - イ. 後継年金受取人指定特約、年金移行特約等^②および年金支払特約の付加手続き
 - ウ. 保険契約者の変更手続き。ただし、被保険者と保険契約者代理人が同一人でない場合の、被保険者を新たな保険契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きに含まれます。
 - エ. 保険契約者代理人の変更手続き
 - オ. 保険金等の受取人^②の変更手続き
 - カ. 後継年金受取人の変更手続き
 - キ. 保険契約者と被保険者が同一人である場合における、被保険者の同意を必要と

第4条 備考

① 年金移行特約（返戻金型）等を含みます。

② 死亡保険金受取人、満期保険金受取人などをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

する手続き

2. 保険契約者と死亡保険金受取人^③が同一人である場合における死亡保険金等^④請求手続き^⑤
3. 保険契約者と満期保険金受取人が同一人である場合における満期保険金請求手続き^⑤
4. 保険契約者と年金受取人が同一人である場合における年金の請求手続き

第5条 保険契約者代理人による手続き

- ① この特約の付加日^①以後、第4条に定める保険契約者代理人による代理可能な手続きにあたって、保険契約者が手続きをすることができない次の各号に定める特別な事情があると当会社が認める場合は、保険契約者代理人がその事情を示す書類その他所定の書類を提出して、保険契約者の代理人として手続きをすることができます。
 1. 保険契約者が手続きを行なう意思表示が困難である場合
 2. 保険契約者が傷病名や余命についての告知を受けていない場合^②
 3. その他前2号に準じる場合
- ② 第①項に基づき保険金や返戻金等の請求があった場合には、当会社は保険契約者代理人に対し、保険金や返戻金等を支払うことができます。
- ③ 第②項の請求に基づき、当会社が保険契約者代理人に対し保険金や返戻金等を支払った場合には、その後重複して保険金や返戻金等の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- ④ 事実の確認に際し、保険契約者代理人が、当会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払い^⑤をしません。被保険者について当会社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑤ 保険金や返戻金等の請求については、本条に定めるほか、主約款および主契約に付加されている特約の定めにしたがいます。

第6条 保険契約者代理人

- ① 保険契約者代理人は、手続き時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかに該当することを要します。
 1. 保険契約者の戸籍上の配偶者
 2. 保険契約者の直系血族
 3. 保険契約者の兄弟姉妹
 4. 保険契約者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの者。ただし、当会社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きをする適切な関係があると当会社が認めた者に限ります。
 - ア. 第1号から第4号までの者以外の者^①で、保険契約者と同居している者
 - イ. 保険契約者から委任を受ける等により、保険契約者の財産の管理を行なっている者
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が、手続き時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。
 1. 未成年者
 2. 成年被後見人
 3. 破産者で復権を得ない者
- ③ 第①項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が保険契約者を第5条第①項の各号の状態に故意に該当させた者である場合は、保険契約者代理人としての取扱いを受け

第4条 備考

- ③ 死亡給付金受取人、死亡時支払金受取人を含みます。
- ④ 死亡給付金などを含みます。
- ⑤ 支払方法として、すえ置支払いが選択された場合、すえ置かれた死亡保険金等または満期保険金の請求手続きは除きます。

第5条 備考

- ① 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、主契約の保障を開始する日となります。
- ② 保険料の払込免除手続きをする場合に限りです。

- ③ 保険料の払込免除を含みます。

第6条 備考

- ① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

ることはできません。

- ④ 保険契約者が第5条第①項各号に定める状態に該当した後、その保険契約者が第5条第①項各号に定める状態にないと当会社が認めた場合は、それ以後再度その保険契約者が第5条第①項各号に定める状態に該当するまでは、その保険契約者の保険契約者代理人は第4条に定める代理可能な手続きを行なうことはできません。

第7条 重大事由による特約の解除

当会社は、保険契約者代理人が次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 暴力団、暴力団員^①、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
2. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
3. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
4. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - ア. 主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
 - イ. 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

第7条 備考

- ① 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第8条 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 保険契約者が死亡したとき
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
3. 保険契約者が変更されたとき
4. 保険契約者代理人が死亡したとき

第10条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

（令和5年6月1日実施）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

保険料口座振替特約条項

第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座のことをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等のことをいいます。（当会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）
主約款	この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
振替日	払込期月中の当会社の定めた日のことをいいます。

第2条 特約の付加

この特約は、次の要件を満たす場合、保険契約者の申出によって保険契約（教育資金付こども保険（型変更権有）Ⅱ型の場合は、それぞれの被保険者部分を別個の保険契約とみなします。以下同じ。）に付加します。

1. 指定口座が提携金融機関に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座^①へ保険料の口座振替を委任すること

第2条 備考

- ① 当会社が保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合は、その外部の機関の口座とします。

第3条 口座振替保険料率の適用

この特約を付加した保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約について、口座振替保険料率を適用します。

第4条 契約日の特例

- ① 保険契約の締結の際にこの特約を付加したときには、その契約日は、保障の開始に関する主約款の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始時の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間その他この特約を付加した保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。
- ② 当会社の責任開始時の属する日から第①項の契約日の前日までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第①項の規定にかかわらず、責任開始時の属する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当会社が指定した期日までにこれを当会社に払い込んでください。

第5条 保険料の払込み

- ① この特約を付加した保険契約の保険料は、主約款の規定にかかわらず、振替日^①に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込んでください。
- ② 第①項の規定により払い込まれた保険料は、その振替日に払込みがあったものとします。

第5条 備考

- ① 振替日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合、保険契約者は、その振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、払込期月の振替日①の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておいてください。
- ⑤ この特約を付加した保険契約の保険料については、当会社は、領収証は発行しません。

第5条 備考

- ① 振替日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

第6条 保険料口座振替ができなかった場合の取扱い

- ① 払込期月の振替日①において指定口座の残高が保険料相当額に満たないなどの事由により口座振替ができなかった場合には、保険料払込方法（回数）に応じて次表のとおり取り扱います。

保険料払込方法（回数）	取扱い
年掛、新年掛、半年掛 または新半年掛	振替日の翌月の応当日①に再度口座振替を行ないます。
月掛	翌月の振替日①に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が2カ月分の保険料相当額に満たないときには、払込期月の過ぎた1カ月分の保険料の口座振替を行ないます。

- ② 第①項の規定による保険料の口座振替ができなかった場合には、保険契約者は、払込期月の過ぎた保険料を保険料払込みの猶予期間の満了する日までに当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条 備考

- ① その日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

第7条 諸変更

- ① 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社および当該提携金融機関に申し出てください。
- ② 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当会社および当該提携金融機関に申し出て、口座振替扱い以外の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するか、または保険料払込方法（経路）を口座振替扱い以外の方法に変更してください。
- ④ 当会社は、当会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の前納、自動振替貸付等

- ① この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および一括払いは取り扱いません。
- ② この特約を付加した保険契約について保険料の自動振替貸付または復活が行なわれる場合には、口座振替保険料率の適用されている保険契約についても、一般の保険料率①を基準として貸付金額または払い込むべき延滞保険料額を計算します。

第8条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第9条 社員配当金の支払い

- ① この特約を付加した保険契約の社員配当金の支払方法が現金で支払う方法の場合は、当会社は、その社員配当金を指定口座に振り込むことによって保険契約者に支払います。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 保険契約者と指定口座の名義人が異なる場合でも、第①項の規定により指定口座に振り込まれた社員配当金は、保険契約者が受け取ったものとします。

第10条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 第2条に定める要件を満たさなくなったとき
2. 口座振替扱い以外の保険料払込方法（経路）に変更したとき
3. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき

第11条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第12条 第2回保険料から口座振替を行なう場合の特則

- ① 保険契約の締結の際、この特約を付加し、かつ、保険契約者から申出がある場合、第2回保険料から口座振替により保険料を払い込むこととすることができます。
- ② 第①項の場合、保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛または新半年掛の保険契約のときには、第4条（契約日の特例）の規定は適用せず、契約日は、主約款の規定に定めるところによります。
- ③ 第①項の場合、第5条および第6条の規定は、第2回以後の保険料について適用します。

第13条 ダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースの被保険者の変更をする場合または生存給付金付定期保険の婚姻時の特別取扱いをする場合の特則

この特約を付加したダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースについて被保険者の変更を当会社が承諾した場合、または生存給付金付定期保険について婚姻時の特別取扱いを当会社が承諾した場合は、主約款の規定にかかわらず、夫に関する告知のあった日の属する月の翌々月における契約応当日に被保険者の変更が行なわれたものとし、当会社は、その日から変更後の被保険者について責任を負います。

第14条 家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の型の変更をする場合の特則

この特約を付加した保険契約に家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約が付加されている場合、家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の妻型もしくは子型から妻子型への変更を当会社が承諾したときは、家族保障特約条項、ファミリー定期保険特約条項、ファミリー保障特約条項、ファミリー退院給付特約条項またはファミリー新退院給付特約条項の規定にかかわらず、子または妻に関する告知があった日の属する月の翌々月における契約応当日に特約の型が変更されたものとし、当会社は、その日から変更後の特約の型による責任を負います。

第15条 養育年金付こども保険の死亡給付金額の特則

口座振替保険料率が適用されている養育年金付こども保険の場合、死亡給付金額の計算の基準となる保険料は、一般の保険料率^①による保険料とします。

第15条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第16条 保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約、無配当災害保障付積立保険契約、医療保障保険（個人型）契約または5年ごと配当付利率変動型個人年金保険契約の場合の特則

第3条（口座振替保険料率の適用）の規定にかかわらず、この特約を付加した保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約、無配当災害保障付積立保険契約、医療保障保険（個人型）契約または5年ごと配当付利率変動型個人年金保険契約については口座振替保険料率はありません。

第17条 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則

この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第8条	保険料の自動振替貸付	自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当会社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出

➡ 「当会社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります

第18条 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合の特則

- ① 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合、第8条（保険料の前納、自動振替貸付等）第①項の規定にかかわらず、保険料の一括払いを取り扱います。
- ② 第①項の場合、その払い込むべき保険料は、口座振替保険料率が適用される保険契約についても、一般の保険料率^①を基準にして計算し、当会社の定める方法による割引をします。

第18条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第19条 3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険に付加した場合の特則

この特約を付加した3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険の場合には、次に定めるところによります。

1. 主契約に付加された特約について、口座振替保険料率を適用します。
2. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第10条	3. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき	3. この特約を付加した保険契約の保険料の払込みが終了したとき

第20条 責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則

この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第21条 5年ごと配当付特別終身医療保険(解約返戻金抑制型)に付加した場合の特則

この特約を5年ごと配当付特別終身医療保険(解約返戻金抑制型)に付加した場合には、第4条(契約日の特例)の規定は適用しません。

第22条 5年ごと配当付利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)に付加した場合の特則

この特約を5年ごと配当付利率変動型積立終身保険(低解約返戻金型・指定通貨建)に付加した場合には、次に定めるところによります。

- 第3条(口座振替保険料率の適用)の規定にかかわらず、口座振替保険料率はありません。
- 第6条を次のとおりに読み替えます。

第6条 保険料口座振替ができなかった場合の取扱い

- ① 払込期月の振替日^❶において指定口座の残高が保険料相当額に満たないなどの事由により口座振替ができなかった場合には、保険料払込方法(回数)に応じて次表のとおり取り扱います。

保険料払込方法 (回数)	取扱い
新年掛	振替日の翌月の応当日 ^❶ に再度口座振替を行ないます。振替日の翌月の応当日にも口座振替ができなかった場合には、振替日の翌々月の応当日 ^❶ に口座振替を行ないます。
月掛	翌月の振替日 ^❶ に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行ないます。翌月の振替日にも口座振替ができなかった場合には、翌々月の振替日 ^❶ に3カ月分の保険料の口座振替を行ないます。 ただし、指定口座の残高が2カ月分または3カ月分の保険料の合計額に満たないときには、指定口座の残高内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。その場合の口座振替は、払込期月の過ぎた保険料のうち、払込期月の時期の早いものから順に行なうものとします。

- ② 第①項の規定による保険料の口座振替ができなかった場合には、保険契約者は、払込期月の過ぎた保険料を保険料払込みの猶予期間の満了する日までに当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条(読み替え後) 備考

- ❶ その日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

第23条 保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合の特則

当社が保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合は、第6条第①項所定の取扱いとは異なる取扱いをすることがあります。

(昭和58年4月2日実施)
(令和6年10月2日改正)

❶ ❷ ❸ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

M E M O

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.

[illegible]

M E M O

[illegible]

M E M O

保 険 の こ と ば

～主な用語のご説明～

●太字の用語は他の項目で説明しています。 ●➡の用語もご参照ください。

か

給付金

【きゅうふきん】

➡[保険金／給付金]

契約応当日

【けいやくおうとうび】

契約日に対応する日のことで、年単位、月単位の契約
応当日があります。

- (例) 契約日が2017年5月1日の保険契約の場合、
- ・年単位の契約応当日：2018年以降毎年の5月1日
 - ・月単位の契約応当日：2017年6月1日以降の毎月1日

契約日

【けいやくび】

保険契約が始まる日をいい、**保険期間**の起算日や**年齢**
の計算の基準日になります。

この保険の場合、**責任開始日**の属する月の翌月1日が
契約日となります。

告知／告知義務／告知義務違反

【こくち／こくちぎむ／こくちぎむいはん】

被保険者の職業など、当社がおたずねする重要なこと
がらについて、事実をありのままに報告していただく
ことを告知といいます。

保険契約の申込みなどの際、**保険契約者**および被保険
者にはこの告知を行う義務（告知義務）があります。
その際に事実が告げられなかったときには、当社は告
知義務違反として保険契約を解除したり、詐欺として
保険契約を取消したりすることがあります。

さ

支払事由

【しはらいじゆう】

保険金などが支払われる場合のことをいいます。**被保
険者**の死亡がこれにあたります。

➡[免責事由]

社員配当金

【しゃいんはいとうきん】

決算で生じた剰余金から**保険契約者**に分配されるお金
のことをいいます。

主契約／特約

【しゅけいやく／とくやく】

主約款（普通保険約款）に記載された契約内容を主契
約といい、**特約条項**に記載されている契約内容を特約
といいます。特約だけで契約することはできません。

➡[約款／主約款（普通保険約款）／特約条項]

主約款（普通保険約款）

【しゅやくかん（ふつうほけんやくかん）】

➡[約款／主約款（普通保険約款）／特約条項]

責任開始時／責任開始日

【せきにんかいしじ／せきにんかいしび】

保険契約上の保障が開始する時点を責任開始時とい
い、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

責任準備金／積立金

【せきにんじゅんびきん／つみたてきん】

将来の**保険金**などをお支払いするために、毎回の**保険
料**を米ドルに換算した金額をもとに当社の定める方法
によって計算し、必要な額を積み立てています。この
積立金のことをいいます。

た

第1回保険料相当額

【だいいつかいほけんりょうそうとうがく】

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払込みいただくお金のことで、第1回保険料充当金ともいいます。保険契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

定款

【ていかん】

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

特約

【とくやく】

→【主契約／特約】

特約条項

【とくやくじょうこう】

→【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

な

年齢の計算

【ねんれいのけいさん】

ご契約時の被保険者の保険契約上の「年齢」は、満年齢で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。ご契約後の被保険者の「年齢」は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

は

配当金

【はいとうきん】

→【社員配当金】

払込期月

【はらいこみきげつ】

保険料をお払込みいただく月のことをいいます。保険料の払込回数に応じ、次の契約応当日が属する月の1日から末日までになります。

- ・月掛：月単位の契約応当日
- ・新年掛：年単位の契約応当日

被保険者

【ひほけんしゃ】

保険の保障の対象となる人のことをいいます。その人が死亡した場合に保険金などが支払われます。

返戻金

【へんれいきん】

保険契約が解約された場合などに保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。

保険期間

【ほけんきかん】

保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険金受取人

【ほけんきんうけとりん】

保険金・給付金を受け取る人のことをいい、死亡保険金受取人は保険契約者が指定します。

保険金／給付金

【ほけんきん／きゅうふきん】

被保険者が死亡し、支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

保険契約者

【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料のお払込みなど）を持つ人のことをいいます。

保険証券

【ほけんしょうけん】

保険契約の成立や内容を証する重要なもので、保障の額や保険期間などを記載しています。

保険年度

【ほけんねんど】

契約日から起算した1年ごとの期間のことをいいます。契約日からの最初の1年を第1保険年度といい、以後、第2保険年度、第3保険年度…といいます。

保険料

【ほけんりょう】

保険金などの対価として保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料の払込回数／保険料払込方法（回数）

【ほけんりょうのはらいこみかいすう／ほけんりょうのはらいこみほうほう（かいすう）】

保険料の払込回数には、毎月払い込む月掛、年に1回払い込む新年掛があります。

→【払込期月】

保険料の払込経路／保険料払込方法（経路）

【ほけんりょうのはらいこみけいろ／ほけんりょうはらいこみほうほう（けいろ）】

保険料は、口座振替によってお支払いいただきます。

ま

免責事由

【めんせきじゆう】

被保険者が支払事由に該当された場合でも、契約後3年以内の自殺などのケースでは死亡給付金が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

約款／主約款（普通保険約款）／特約条項

【やっかん／しゅやっかん（ふつうほけんやっかん）／とくやくじょうこう】

約款は、お支払いする場合や、保険料のお支払いなど、保険契約の内容をあらかじめ定めたものです。

このうち、保険契約者と当社との間の基本的な取り決めを主約款（普通保険約款）といい、追加的な取り決めを特約条項といいます。

➡[主契約／特約]

猶予期間

【ゆうよきかん】

払込期月内に保険料のお支払いの都合がつかない場合のために、お支払いの猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお支払いがないと保険契約は解除となります。

予定利率

【よていりりつ】

保険料は、将来見込まれる資産運用の収益をあらかじめ割り引いて算出していますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

予定利率計算基準日

【よていりりつけいざんきじゅんび】

「保険の特徴と仕組み」をご覧ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりの
ページ

● 保険契約のお申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)	11
● 保険の特徴と仕組み	13
● 職業などの告知	21
● 保障の開始	23
● 保険金などをお支払いできない場合	28
● 保険料のお払込み	37
● 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除)	38
● 解約と返戻金	44

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

お電話によるお問い合わせ窓口

コミュニケーションセンター

ようこそ ハロー
 0120-453-860

月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9:00～18:00

土曜（除く祝日・年末年始）9:00～17:00

お問い合わせは契約者ご本人さま、給付金・保険金のご請求は被保険者さままたは受取人さまからお願いいたします

当社コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、当社ホームページをご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

明治安田生命保険相互会社

本 社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 電話 03-3283-8111(代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田

検索

